

令和5年第4回浅川町議会定例会

議事日程（第4号）

令和5年8月30日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和4年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 認定第 2号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 認定第 3号 令和4年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 認定第 4号 令和4年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 認定第 5号 令和4年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 認定第 6号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 認定第 7号 令和4年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 認定第 8号 令和4年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
て
日程第 9 認定第 9号 令和4年度浅川町上水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	富永勉君	2番	菅野朝興君
3番	兼子長一君	4番	会田哲男君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	渡辺幸雄君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	金成英起君	12番	水野秀一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	坂本克幸君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君

保健福祉課長 佐川 建治 君 住民課長 関根 恵美子 君
教育課長 高野 喜寛 君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田子 広子 主査 遠藤 史貴

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、認定第1号 令和4年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

審議の方法であります。歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行いたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

それでは、歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行うことといたします。

初めに、歳入について質疑を行います。

1款町税について、15ページから。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 質問させていただきます。

納税者の不公平感をなくすという観点から質問させていただきます。

町民税、固定資産税の不納欠損額の内訳、さらには現在の滞納額の件数とその内容、理由等についてお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

不納欠損の件数につきまして申し上げます。

町税全体として42件と1社、合計43件となっております。昨年度より8件の減です。内訳を申し上げますと、個人町民税が9件、法人町民税が1社、固定資産税につきましては33件、軽自動車税につきましてはゼロ件、個人町民税につきましては昨年度より5件の減、固定資産税につきましては2件の減、軽自動車税につきましては1件の減となっております。

それから2点目ですが、不納欠損の滞納額、高い方ですと個人町民税で個人の方25万6,000円、法人町民税で13万円、固定資産税が事業所で15万800円、個人では10万7,600円となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 再質問でありますけれども、滞納処理を行う上で、ある程度段階づけなど、そういった取組ということでやられているのかちょっと再質問させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

まず、各税とも、納期限到来後、法令に基づいた滞納者への督促状を送付いたしました。督促状は個人町民税で405件、法人町民税が6件、固定資産税につきましては729件、軽自動車税221件、それから国民健康保険税もなんですが545件で、合計1,906件の発付を行いました。

督促状の発付を行うことにより現年度分の未納を増やさないように取組を行いました。

それから、督促とは別に昨年度中に催告書を年5回、608件の発付を行いました。

それから、臨戸徴収ですが、コロナの中でなかなか難しかったですけれども、延べ6日で7名ほど行っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） ありがとうございます。

さらに今後も未納額の縮減に、より一層努力するよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 今の部分ですね、1款の町税の不納欠損額、あと収入未済額の件で私もお聞きしたいんですが、ちまたでは私いろいろ聞くんですが、町税、国保税も含めてですけれども、5年たてば納めなくなつてよくなっちゃうんだというような話がちょっと耳に入ってきております。この滞納、不納欠損処分された方が友人、知人にしゃべっているような状況があるようでございます。それで、今コロナ禍の中で年間6日、7名やった、四十二名ですけれども、いかにコロナ禍とはいえ、もうちょっと臨戸訪問はできたんじゃないかと思っております。

令和5年は、ぜひ臨戸徴収、これを増やしていただいて、夕方に行ったり、二日に一回行ったり、あるいはこんなことで言うて悪いんですが、課長がある程度専門的に徴収に回るとか、あるいは担当者が回るとか、そのように臨戸徴収の工夫を令和5年度はやっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 5年間で不納欠損になるというのは、もしも聞いたら、やはりそういう、議員さんもお話ししてあげたほうがいいと思いますよ。絶対に、不納欠損を起こすといろんな面で不便を来すと思いますよ。ですから、やはりそれは本当に一部ですからね。ですからそれが当たり前のように、それを議員さんが聞いて言っちゃうと、本当に納めなかった方は大変なことになっちゃいますから、もし一言言っていただければ、今後そういう不納欠損とか収入未済額がもっともっと減ると思います。

今年度は不納欠損とかそういうのがかなり減っておりますので、これからは臨戸訪問をするように担当課のほうに、私からも以前からずっと言っておりますので、今後とも一生懸命頑張っていきたいと思っています。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 今町長が言ったように、私のところにはその滞納者が言ったわけではないんですね。滞納していない方に対して滞納者の方が5年納めねば俺はもうただになったんだというようなことを言っている人もいるという状況です。それを極力減らすように令和5年度は取組を強化してほしいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 一生懸命やらさせていただきます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 何点かお尋ねをしたいと思います。

昨年度の会議録を見て疑問に思ったところを伺いたいと思うんですけども、まず、浅川町町税滞納整理基本方針というのが昨年つくられたということだったと思うんですけども、その概要について伺いたいです。

それから、昨年度の差押えの状況、どういう状況だったのか伺いたいです。

それから、町県民税に関しては県の回収チームに委託をして回収するという方法もあるようなんですけれども、その件数と金額、県の回収チームに委託した件数と金額、それから県の回収チームに委託するかどうかの基準、これについても伺いたいです。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えをいたします。

1点目の浅川町町税滞納整理基本方針の概要についてですが、策定したのが一昨年、令和3年11月に町税回収体制の強化と収入未済額の圧縮に向けて取り組むための指針として、滞納整理基本方針を策定いたしました。

方針内容としましては、大きく第1、第2、第3と3つの項目を設けまして、読み上げますと、第1、基本的考え方としまして、滞納整理に当たっては期限内に納付している多くの町民の皆様には不公平が生じないよう滞納を放置することなく、法令に基づき厳正に対処するという基本姿勢を全ての町税について徹底します。次に第2、滞納整理基本方針としまして細かく4つの項目がございます。1つ目には、納期内納付、自主納付を徹底し、滞納の未然防止、早期対応により累積化の防止を図る。2つ目、財産調査により収入や財産状況を見

極め、財産のある滞納者に対しては差押えなどの滞納処分を厳正に執行する。3つ目、納付の猶予は個々の状況を正確に把握し公平な取扱いとなるよう対応する。4つ目、延滞金等については法令に基づき徴収を徹底する。次に第3、重点取組事項としまして、こちらも4つの項目がございます。1つ目は収納率の目標値などを設定し収納率向上の取組を強化する。2つ目、納税相談は丁寧な対応を基本とし、納付猶予は納税者の生活実態、家計収支、資産の状況等を確認した上で適切に行う。3つ目、収納強化月間の取組の一環として、各課協力、連携の下、催告、差押え等の取組を実施する。4つ目、町の滞納整理に対する基本姿勢の積極的な周知、広報に努めるという内容になってございます。

次に2点目ですが、差押えの状況ですが、まず差押え前に預金調査を年間3回、延べ160件ほどかけておりますが、その中で預金残高のあった2件、金額にして33万400円、昨年度差押えを実施いたしました。

それから3点目ですが、町が県の県税部へ委託した件数ですが、昨年度は19名で86件、約192万3,000円を委託いたしました。回収率は本税で11名、118万4,000円、延滞金は6万900円、合計124万5,000円となりました。収納率は61.57%となりました。

それから、委託するかどうかの町の基準ですが、まず県の除外する選定基準として現年度分の町県民税や時効が迫っているものなど、幾つかの除外項目がありますので、そちらを除外し、町として委託する場合は2期以上の未納者、1万円以上の未納者を選定し、その中で分納して納めている方、約束していて定期的に納付のある方などは除外しております。

県の回収方法としましては、県では町から引継ぎを受けると、まず催告書を送ります。それでも納められない場合は町と同じように預金調査と給与調査を行いまして、差押え実施という方法になります。町としまして、県へ委託をかける前に催告書を発付しております、通知の中に一筆、未納の場合は県が滞納処分を実施しますというようなことを申し添えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ありがとうございます。

預金調査、あるいは給与調査というのは具体的にどういうふうにするんですか。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） 預金調査は、以前は各銀行、金融機関宛てに通知を送ってございましたが、昨年度から電子で照会することが可能となりましたので、パソコンを使いまして、そちらのほうで照会をかけております。それから給与照会につきましては、勤務先の会社のほうに通知を行いまして、給与額を幾ら支払っているのかとか、そのような内容を郵送にて送らせていただいております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 細かいことを聞くようではすけれども、給与照会というのは、そうすると浅川町の税務課からですかね、会社に対してこの人の給与は幾らですかという問合せをするということかなというふうに思うんですけれども、会社側にとっては、この人は税金の上で滞納があるのかなと、こういうふうな推測が成り立つというふうに思うんですけれども、そういうことなんですか。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） そうですね、会社の給与担当の方に回答していただくんですけども、そこで会社さんのほうで、その未納のある従業員に対して、こういう通知が町から来ているのだけれどもどうなのということを確認して、そのときに納めていただいている場合もあります。

以上です。

○9番（上野信直君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町税が若干伸びておるといふ歳入の結果であります。この伸びは僅かではありますけれども、いろいろ燃料が上がったり、これ今年になってからでありますけれども、この4年度も若干物価が上がったり、様々な状況がコロナと共にやってきて大変だった年でありますけれども、いわゆる町税の伸び、こういうものは、私はむしろ減ってしまうのではないかというふうに、決算では思ったんですけども、そうではなくて若干なりとも伸びておるといふことで2.4%ですか、前年比。私は産業別というふうに考えたんですが、そうでなくていわゆる所得申告ではっきりするんであります、給与の面がこれは例年であると伸びておるといふような説明があります。

今年の場合、この決算の場合にはどういう点が今までとは違ったのか、あるいはその2.4%の増となったのはどういう点が伸びたからと、こういうふうなことになると思うんです。そういう中で、特に私は農業所得はマイナスになっているんだろうと、私も農業やっておりますけれども、大幅な赤字決算で、赤字の申告であります。農家も兼業農家が多いんで、その兼業収入で何とか生計を保っていると、こういうふうな状況かなというふうに思うんであります。とりわけ、農業所得のこの状況についてどうなっておるのかをお伺いしたいと思うわけであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、町税の前年対比で2.4%となった要因なんですけれども、税目別で見ますと、個人町民税の調定額で比較をしますと230万円くらいの増で100.93%と僅かな伸びとなった結果になっております。令和4年度課税分につきましては、令和3年分の所得となりますので、実際には令和2年分との比較となります。

個人の所得につきましては、給与所得と譲渡所得の伸びが大きく、反対に農業所得と年金などの雑所得はかなりの減少となった結果です。法人町民税の調定額につきましては、前年の対比で79万円の減となっております。96.64%となっております。

固定資産税につきましては、997万円の増で103.04%の伸びとなっております。令和3年度には新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置適用により対象となる事業所における減免が実施されており、約1,000万円の減免となっておりますが、令和4年度は元に戻ったためその分の増となりました。また、町内企業で工場1棟が新築となったことも増額の要因となっております。

軽自動車税につきましては、104万の増で104.73%の伸びとなっております。

農業所得につきましては、かなり落ち込んでおまして、2年度と3年度の比較ですと8,149万円の減となっております。やはり確定申告を受け付けておまして、農家をやめたんだというような方が結構いらっしゃいましたので、やはり減になった要因であると思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる農業所得は減になっておるといふ、そういうふうなことであります。特に私はこの浅川町の基幹的な産業である農業が衰退の一途をたどっているのではないかと、このままいっただらもう農家もやめざるを得ないし、田や畑、自然まで壊れて地方がどんどん寂れていく。こういうふうにならぬ農業をやりながら実感しているんですね。そういう点で、いわゆる農業所得の伸びといふんですかね、今は伸びというよりも減を防いでいく、そういうふうなものになるんだらうと思うんですが。

町長、特にこの状況から、農業をもっともっと振興させなければならない、しかし、対応としては国の施策が全く、一般質問でももらいましたけれども、話にならないんですね。ですから、地方自治体だけでやれる限度というものが非常に狭いものだとは思いますが、何としましてもやはり、この基幹産業である農業を守っていく、振興させていくといふ、そういう方向、町長が言う、もうかる農業を、こういうものをいろいろ施策やっております。様々な細かい、農機具の共同購入に対する補助や飼料米に対する補助、様々なことをやっておるんですけども、そこから一歩、そういう状況を改善していくといふんですかね、守っていく、そういうものは一体、町長の言うもうかる農業とは一体どういうことを指しているのか改めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 農業所得が減になったということは本当に私も残念でなりません。

私、本当に昨年からもうかる農業という言葉を使わせていただいています。もし農業に誰かが少しでも力を入れなければ農業はますます衰退していってしまうと思います。そしてまた、山林や田や畑が荒れてしまいますので、私は昨年、よし、それじゃ、やはり自分も育ててもらった基幹産業である農家の人たちの少しでもお役に立てるようにということで、もうかる農業を打ち出しました。

そういうことで、担当課といろいろ相談しながら、もうかる農業についてお話をし、そしてまた、今年度少しずつ実践をしてきております。必ず、もうかる農業は芽が出ると思っておりますので、もうしばらくお待ちください。そしてまた、何とか農業者の方々にも力をいただきながらやっていきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

ただいま町長のほうからお話ありましたとおり、町のほうとしてもできる限りの支援はしていきたいと考えております。ただ、議員さんもおっしゃったとおり、小さな自治体1つでできるような話ではございませんので、引き続き国全体による支援策、それを考えていただくよう要請をしていく中で、町のほうでも努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款地方譲与税、15ページから17ページ。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款利子割交付金について。17ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私、通告してありますが、これ今、款項目でやるということで、今款でやっているんですね。財産管理も1款のものになると思うんですね。1款……

○議長（水野秀一君） ちょっと10番議員。

○10番（角田 勝君） 1款1項4目というふうに。これ通告しておきましたんで。あの……

○議長（水野秀一君） まだそこまでは行っていません。今、17ページ、利子割交付金です。

○10番（角田 勝君） 失礼しました。

○議長（水野秀一君） 次に、17ページ、配当割交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、5款株式等譲渡所得割交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、6款法人事業税交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 7款地方消費税交付金について。19ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款ゴルフ場利用税交付金について。19ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 9款環境性能割交付金。19ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 10款自動車取得税交付金。19ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、11款地方特例交付金について。19ページから21ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、12款地方交付税について。21ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 地方交付税について伺いたいと思うんですが、地方交付税の振替分である臨時財政対策債、地方交付税の財源が政府のほうで足りないんで、取りあえず地方で借金してくれと、その分は後で交付税で返すからねというもののだというように思うんですけども、この年度の臨時財政対策債の補填分の金額は幾らぐらい入っているのか。それから、その補填された臨時財政対策債の、これ何年度に町が起債したものか、

その点を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

まず、補填額につきましては約1億5,000万円です。算定は、平成14年度から令和3年度までの対策債の償還額が算入されております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これ毎年入ってくると思うんですけども、何年度のものを全部よこすということではなくて、何年度から何年度の間のこういう種類に使ったものについて算入しますよと、こういう考えで入ってくるんですか。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 私のほうから答弁させていただきたいと思います。

臨時財政対策債に係る交付税措置につきましては、その借りた年度の分が一括して入ることではなくて、20年償還とかという形で、一定の理論償還値といいますか、20年償還という前提で毎年、毎年、少しずつ算入されていると、そういった形で入ってきているものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 毎年聞いているようなんですけども、これ後で交付税で返しますよというやつはきちんと返っているんですか。その点を確認したいと思います。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） お答えいたします。

そこについては、きちんと国のほうで、交付税の基準財政需要額のほうに毎年きちっと算入されているという形になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これは元金はもちろんですけども、利息分も全部ひっくるめて返ってくるということですか。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 元利償還金が交付税のほうに算入されているという形になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 通告はしておりませんが、14款の……

○議長（水野秀一君） まだ14款までは行っていません。今12款ですから。

○10番（角田 勝君） 勘違いしてる。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、13款交通安全対策特別交付金について。21ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、14款分担金及び負担金について。21ページから23ページまで。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 14款1項1目の農林水産業費分担金、この不納欠損額57万3,822円ということですが、当初、総務課長の説明では、1名を不納欠損したと、2名のうち1名は納め始まったと、1名は不納欠損処分したということで理解しているんですが、この不納欠損の理由、生活がとかいろいろ何か聞いた覚えがあるんですが、これをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） お答えいたします。

こちらの不納欠損57万3,822円、これは1名分でございます。初日の総務課長からの説明でもありましたが、不納欠損の理由としましては高齢化、経済的な問題等ありまして、長年交渉のほうしておりましたが、なかなか納められない、入らないということで、不納欠損するしかないのではないかとということで長年話になっておりましたが、こちら分担金のほうが公債権なのか私債権なのかによりまして不納欠損の時効が違いますので、それがちょっと整理できるまでは落とせないだろうということできずと話ししておりまして、なんでも法律相談等も含めましていろいろ話し合っていた結果、やはりこれ分担金は公債権だろうという判断に至りまして、今回5年の時効経過ということで全て落としたものでございます。

理由としましては、初日に説明ありましており高齢化や経済的な問題から納付は難しいだろうという判断です。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） そうすると、高齢化、あと所得形態とかで、単純に言ったら高齢化になって収入も少なくて納めるのがなかなかできないだろうというような判断をしたわけですね、5年で。もう片方の1人の人は納め始まったということですか。この方も高齢になっているかと思うんですけども。これは納め始まったということで、納め始まったんで、少しでも納めたので、その方は不納欠損しなかったということですか。これは事業は同じだと思えます、同じ年度で基盤整備でやったやつですね、土を盛ったやつだと思えますが、同じ年度から始まって同じ経過して、片方は納められる状況にある、片方は納められる状況にないと、高齢化等で、というような判断したということですか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） お答えいたします。

こちら2名の方、同じ事業ではございません。別な地区の圃場整備となっておりますので年度のほうはずれております。もう一名の方、未納になっている方につきましては、本人は既にお亡くなりになっております。

数年前にお亡くなりになっておりまして、今継承者の方にお話をしまして、こういうことでお父様の残っていますよというお話を納得していただいて、じゃ、一遍には無理なので年間少しずつ納めますということでお約束いただいて、こちらの収入済額のほうに令和4年度は15万円ということで収入いたしております。今現在も継続して納めていただいておりますので、これはいずれなくなるものと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私もその辺のお伺いしたい。私、これは同じ事業なのかなというふうに思っていたんですが、前からいわゆる広域農道関連で、圃場整備ではなくて、客土とか、そういうものが関連事業として希望者はやれたんですよね。そのときに2人、やはりその客土とか関連事業の希望者がそのうち2人滞納しているんだというふうにならなくてずっと認識があったんですけども、そうすると1人は、どっちは、その広域のあれなのかなというふうにするんですが、どういう事業だったんですか。その2人のうちですね。

そして、やっぱり不納欠損が大きくなるわけですね。1万、2万ではないんで慎重にそれこそいろいろ努力をして長年納めることができないということで、もう区切りをつける必要があるということになった。ですから、5年ではなくて、もうずっと以前からかなりの年数がたっている方ではないんですか。その辺ちょっともう少しこの2人の問題と事業との件で説明をお願いします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） まず、この不納欠損になった方、こちら広域農道の事業とは全く別でございます。通常の圃場整備でございます。地区を言ってしまうと個人が特定されるおそれがありますので、地区は申し上げませんが、通常の圃場整備の分担金、広域農道とは別な事業の分でございます。

今納めている方は、こちら1名の方でございますが、2つの事業の分になっておりまして、一般の圃場整備の分と、今議員さんがおっしゃいました広域農道の分の2本の分がある1名の方となっております。

この不納欠損された方の分ですが、平成13年度からの分がございまして、時効でいいますと10年とか既に経過しているわけなんですけど、落とすのが5年がいいのか、10年なのかという問題もいろいろありまして、そこから辺を整理した上で全てまとめて落とすということでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私が考えていたものとはまた全然別なんですね。じゃ、普通の、例えば今、土地改良区か何かでやってきた、今度東大畑でもやりましたけれどもね、そういう圃場整備事業等に関するものなんです。そうすると圃場整備事業に関しては土地改良区のほうが、毎年農政課が指導して、浅川町は本当に整備率が非常によいと県からも言われたぐらいに次から次と集落の圃場整備やったんですけども、そういうものの償還金のことであります。それは、土地改良区との関係ではどうなるんですか。東大畑なんかは償還の年数はもうとっくに終わっているんですけども、ここも13年も経過しているという、そういう話も出ましたけれども、広域農道でやった関連事業での2人の方が負担金を納めないということは、ずっと毎年のように出てきていたんですが、その点は、じゃ、どういうふうになったかお分かりですか。と同時に、この事業は各地域

の圃場整備事業の分担金の件なんだと、こういうことなんですか。ちょっと説明を……

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） こちら不納欠損の分は、先ほどご説明しましたとおり、広域農道の分ではございません、通常の圃場整備の償還金の分でございます。圃場整備の分につきましては、終わった段階で全て精算して、その後、各地権者等に賦課金として償還金を決定して送らせております。

それで償還のほうございますが、精算のほうは全て町のほうで一旦全て払っておりますので、全てその分は精算されております。そのほかの自己負担分ですね、要するに。自己負担分を割ったものの償還金の部分でございます。精算のほうは全て終わっておりますので、土地改良区のほうでどうのこうのという問題はございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、前から懸案になっていた広域農道のいわゆる未納というんですかね。ずっと何年も何年も決算書なんかにも出てきていたんですけれども、2人の方が納められなかったというのは、不納欠損では今までやったような記憶はないんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） こちら、ご説明したとおり広域農道の分ではございません。1名落としている方、広域農道の件ではございません。もう一名の方は広域農道の部分も入っておりますので、今償還金を遡ってというか、納めていただいている状況でございます。こちらあくまでも、圃場整備を行った際の個人の負担分の、通常の圃場整備の自己負担分、償還金の分の未納だった分でございます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 10番議員、これ歳入のことですので、これ総務課のほうにちょっと答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、角田議員の質疑に対しての補足の答弁をさせていただきます。

私、初日の提案理由の説明の中でも若干ご説明は申し上げましたが、平成1桁、具体的に平成6、7、8年、3年間だったと思うんですけれども、農用地整備公団事業によります線工事、面工事を行いました。線工事につきましては、先ほど来申し上げております広域農道となっております。面工事ですが、里白石の高梨沢、山白石全地区、小貫の前園とございましたが、その中で地権者の方、2名の方が償還を拒んでおりました。

1名の方につきましては、何年かたってから償還始まりましたが、本人がお亡くなりになり、今現在は先ほど農政課長が申したとおり、相続人の方が償還しております。

もう一名の方につきましては、こちらにつきましては、換地の関係でどうしても納得がいかず、そのまま農政課においても償還の臨戸徴収等をしていましたが、記録ずっとあるんですけれども、なかなか応じもらえず現在に至ったわけなんですけれども、毎年決算審査の際に監査委員の方からもご指摘ございました。決算書のほうにも収入未済額に毎回数字が、金額が載っております。こちら決算議会、今議会のような感じで質疑を受けておりましたが、昨年度の決算審査の際に、来年度は、今年度末をもって不納欠損に1名の方を落とす

ということで監査委員さんとも協議をしております。よって、今回は1名の方の分はそっくり不納欠損とさせていただきます。

併せまして、先ほど議論になっておりますけれども、質疑になっておりますが、大きなくくりで言ったらば農用地整備事業、そのうちの線工事は広域農道、面工事は今申しましたそれぞれの基盤整備、圃場整備やら暗渠排水やら盛土等ございました。その中の面工事のほうの2名の方についての件でした。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、やはり広域農道での、いわゆる公団の事業の中の面工事ということで、かねてからずっと2人の方が、まだ未納なんだという、そういう事案でしょう、これ。ただ、農政課としてはそういう公団事業の中の広域農道と同時に面工事の上での圃場事業に関するものだというふうには捉えていないような気がするんですけども、それでいいんですね。

そうすると、かねてからずっと2人、公団事業の面工事であるという、未納が、1人は先ほど説明がありましたが、高齢で諸般の事情からもう不納欠損するのはやむを得ないんだということになったと。もう一人の方は相続をして、そして今も、課長の話では15万円納付してくれたというふうなことを課長の説明でありましたが、もう一人の方は継続して納付するというので、今のところの状況なんだと、こういうことでありますか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 議員さんおっしゃるとおりで、私先ほど答弁したとおり、農政課長の答弁の訂正もございますが、あくまでも農用地整備公団の事業主体によります農用地整備事業に間違いございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、15款使用料及び手数料について。23ページから25ページまで。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 土木使用料について伺います。町営住宅の住宅使用料、それからみのわ団地の定住促進住宅使用料、これにおいて連帯保証人による納付の状況というのを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

連帯保証人への連絡等のおただしでございます。滞納者の連帯保証人の方に連絡をして納付していただいたという例は、令和4年度中にはございませんでした。滞納者の方に連絡をいたしまして、納付の意思等を確認して、納付の計画を立てて納付していただいているという今現在の状況でございます。そんな中で若干ですが改善傾向にはございます。ただ、納付計画が守られないような状況ですと、これから連帯保証人に連絡をして請求をするということも考えた上で業務を行っているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私、連帯保証人に厳しく請求しろという趣旨ではないんです。連絡もしなかったという
ことで理解してよろしいですか。納付もなかったけれども、連帯保証人に納めてくださいという連絡もしな
かったと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

令和4年度中につきましては、納付計画を立てて納付計画どおりの納入状況を見守っていたところであり、
入居者の方と連絡が取れ、面会等もでき、意思を確認しているという状況でございますので、連帯保証人の連
絡は行った実績はございませんでした。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 関連してお尋ねしたいんですけれども、私やはり公営住宅の連帯保証人になって弁償
した経験があるんです。そんなに何回も何回も連絡が来たり何だりはしていなかったんですけれども、こうい
うことでどうしても納められないと、世帯主は今のところちょっと行方が不明、あるいは家族も病気があつて
というふうなことで、1桁ではなかったんです、何か私納めたことあるんです。連帯保証人をしてね。

今、上野議員が言ったように、だから連帯保証人にきちっと、いや、きちっとというか連絡もして、ぴしっ
とやればもっと上がるのではないかというふうには思うんですが、ただやっぱりそこまでに至る経過が、課長
としてはいろいろ努力をしてそこまではやらなかったということで、それはそれで私は賢明な措置だと思っ
ます。ただ、やっぱりそういう実態は連帯保証人の方にも、すぐ納めろと言うんじゃないで、保証しろと言
うんじゃないで、ちょっと、何といたらいいんですかね、早く言えば、納められそうな気もするんだけど
納めないような人とかね。何かいろいろ事情があると思うんで、そういう方には連帯保証人にも一応、そう
いう実態なんだということを話ししておく必要があると思うんです。その方から本人に、連帯保証人から連絡が
すぐに入ると思うんです、どういう事情なんだと、お前早く払えよとか、何か動きが出てくるんだと思うん
です。

ですから、これは非常に、課長の慎重な誠意あるそういう状況を鑑みますと、やはり、ただ監査委員からも
指摘されているのは、そういう不納欠損をしない、そういう方向をきちっと追求すべきだということが監査の
指摘になっています。ですから、連帯保証人にも一定の時が過ぎれば、連絡をするということは、私やっぱり
そこら辺を、何年過ぎたらどうのこうのという、そういうことは私も分かりませんが、担当課として十
分検討して、連絡だけはするということのようなことは今後やっぱり必要ではないのかなと、こういうふう
に思うんですが、その点だけお伺いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

10番議員も過去に連帯保証人で納付されたということにつきましては、十分承知いたしております。

連帯保証人への連絡でございますけれども、その滞納者の方の状況によると思います。滞納者の方と連絡が
取れていれば当然ながらまずその本人のほうに連絡をすると。それから連絡がつきにくかったりと、あまり納

入の意思が確認できないということであれば、連帯保証人の方に連絡することになりますというような、そういった話も当然しながら、段階を追って状況に合わせてながら最終的に請求することになることもあるということになるろうと思ってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 使用料の住宅使用料。これは公営住宅は所得の低い方を優先しているということだと思うんですけども、あるいは母子世帯、あるいは老人世帯、こういうのが公営住宅だと私は思っているんですが。それで、入った当初は低所得であって入れたと。その年数がたつにつれて職業形態等も変わりますんで収入が上がるかと思えます。そういうような方が多分中にもいると思うんですが、多分基準額というのが決まっていると思うんです、徴収基準額、その住宅の建てた年数とかによっては住宅家賃が決まっていくと思うんですけども、この限度額を超えて今納めている方、多分6万、7万納めている方がいるのかなと思うんですが、この方たちの人数とか教えてください。高い方です、一番高い方が何万と幾ら、何人と、その次は何万で何人とかを教えてくださいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

公営住宅法に基づく町営住宅でございますけれども、こちらにつきましては、住宅に困窮している世帯、かつ低所得者等に対して低廉な家賃で賃貸する町営住宅ということになります。

家賃の算定の分類がございまして、この分類ですと本来入居者という低所得者の方の分類がございまして。それから、その基準額を超えた収入超過者という分類があります。さらに、それをさらに上回る高額所得者という分類がございまして。この本来入居者よりも低所得者でないと判断される、超過している方が16名ほどおります。さらに、それを上回る高額所得者という方が2名いらっしゃいます。

収入超過者につきましては、収入から各種控除分を除いた額が15万8,000円を超えますと、そのまま本来家賃、通常の家賃の算定から近傍同種の民間並みの家賃へ、超過した金額に応じて1年から5年かけて移行していきます。さらに住宅を明け渡すという努力義務が発生することになります。さらに高額所得者につきましては、5年以上入居されている方で、かつ直近2年間の認定された月額、いわゆる控除額等を引いた額の月額、こちらが31万3,000円を超えますと、民間並みの近傍同種の家賃となり、原則、住宅の明渡し義務が発生するというような状況でございます。

参考までに、ちょっと持っている資料ですと、大体高い方で今現在7万円弱の家賃を払っている方がいるという状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 今、高い方で7万弱という方がいるということですが、これはあれですかね、近傍の住宅とかの何かで勘案した金額になっているんですか。それをまず教えてください。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

家賃の算定方法につきましては、いろいろ複雑にございまして、こちらの収入超過者に関しましては、近傍同種の家賃を当然参考にしながらか国の示された基準に従いまして算定しているものでございます。

○4番（会田哲男君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、16款国庫支出金について。25ページから33ページまで。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、17款県支出金について。33から39ページまで。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、18款財産収入について。39ページ。

ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 財産管理という点でお伺いしたいんですけども、いわゆるこの財産収入の件ですね、いわゆる庁舎をはじめ、各施設の借地が浅川町は特に多くなっております。特にという言い方はあれですが、ほかからすると多いという……

○議長（水野秀一君） ちょっとこれ、通告では歳出の質問になっているんですが、その財産……

○10番（角田 勝君） 分かりました。そうですね。これ49ページだ。失礼しました。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

〔「焦んなくたって大丈夫ですから」の声あり〕

○9番（上野信直君） 物品の売払い収入に関して伺いたいんですけども、公用車のネットオークション、これに果敢に取り組んでもらって見事な成果を出したということで、本当によいことをやったというふうに思います。町長は何か奥ゆかしく、あまり自慢にしないんですけども、実施に至った経過、これについて伺いたいと思います。

それからもう一つ、今後の実施についても伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 車は今、日本車は物すごく世界でも人気があるみたいですよ。どんな中古でも高く売れるみたいですから、担当課といろいろ相談した結果、こういうオークションになりました。あるいは、8番議員さんですか、そういうアドバイスもございまして、今うまくいっている次第であります。

あとは担当課のほうより説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足答弁させていただきます。

初日の提案理由でご説明申し上げましたが、役場の公用車5台を昨年度は売却いたしました。官公庁オークションにて。この経過なんですけども、公用車はこども園の送迎バス2台、庁用車トヨタクラウン、あと軽自動車等もろもろあったんですけども、俗に言います車検を切って役場には置いてございました。こちら、本来はそれ以

前に売却する予定でしたが、コロナ禍によりまして流通が滞っておりました。市場価格も下がっておりました。コロナの出口が見え始めた頃に、昨年度、総務課にても議論になったそうなんですけれども、私今年度からですが、昨年度議論になりまして、隣の棚倉町さんも同じ方式をしたそうです。それで売却で成果があったと。それを参考に我が町でも同じ形でオークションを実施したと、前総務課長から聞いております。

今年度なんです、袖山の福祉センターに車椅子用のマイクロバス、俗称のいわゆるリフトバスがございます。こちら、どうしてもマイクロバスで大きいので、送迎に使い勝手が今となればあまり好ましくないということで売却を予定しております、今年度ネットオークションかけておりますが、設定価格の違いで1回目は取りやめとなりました。今後、値段設定を若干下げまして再度、来月早々にもう一度官公庁のオークションにてアップしたいと考えております。

今後も公用車、消防車含めれば約50台近くにはなるんですが、ただ、自家用車と違って飽きたから交換する、古くなったから交換するではなく、どうしても走行距離が伸びて、もう乗るのに危険だという時点でネットオークションにはかけたいと思っております。

あと、その売却で、前回6月議会のときもおただしあったんですが、1万だったら欲しかったという話もあったんですが、あくまでも乗用車の場合に入札かかって業者の人、購入になります、部品取りとして使います。乗るのではなく。バス関係になりますと、いわゆる東南アジア系もしくは中東に輸出という形になっております。

説明につきましては、以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ネットオークション、今年度やって売り上げはすごく高かったと思うんですけど、これ費用はどのぐらいかかりましたか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 官公庁オークションは基本は無料となっております。手数料につきましては、購入の方が負担という形になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確認します。

すると、職員の人らの発案でこれが実施されたというふうな理解で、町長よろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 昨年オークションの話は、これ議会で8番議員からたしか出ていると思います。そういうのをいろいろ参考にして、昨年の担当課と話をし、それなりの金額で売れまして、やはり以前はバスとかいろんなものは業者にお金を払って引き取ってもらったこともあるんですよ。ですからお金になることは、やはり1円でも町の収入に入れたいと思っておりますので、やはり売れるものは売って皆様方のアドバイスをいただきながら今後ともやっていきたいと思っております。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、19款寄附金について。41ページ。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 19款1項2目のふるさと応援寄附金について質問します。

まずは、ふるさと納税に関する件ですけれども、経費を差し引いた実質的な収入はどれくらいかというところで説明願いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） お答えいたします。

ふるさと応援寄附金の経費等を差し引いた実質的な収入でございますが、単純に令和4年度の寄附額から令和4年度に支出した経費を引いたものについては、寄附額の220万8,000円から返礼品代81万9,095円、送料15万4,817円、サイト利用料2万614円を差し引きました121万3,474円となりますが、ふるさと応援寄附金の返礼品につきましては、寄附された年度に返礼品を送付するものと、翌年度以降に返礼品を送付するものがございます。

令和4年度の例ですと、令和元年に尺玉2発分、令和2年度に尺玉4発分、それぞれの年度に寄附がありましたが、実際の打ち上げは令和4年度となっております。そのため、令和4年度の歳入がゼロなのに対しまして、歳出が尺玉6発の45万円となりまして、差引きがマイナスとなるケースがございます。また、逆のパターンとして、お米などの申込期限を設けているものにつきましては、令和4年度に寄附があっても返礼品の送付が翌年度になることによって、令和4年度の収入があるにもかかわらず歳出がゼロとなるケースがございます。そのような年度をまたぐケースもございますが、国の返礼品の基準では返礼品が寄附額の3割以下であり、返礼品に要する費用の総額が寄附額の5割以下となっております。

本町でもその基準内で返礼しておりますので、令和4年度のふるさと応援寄附金220万8,000円から令和4年度に返礼したものと、令和5年度にこれから返礼するものの経費を差し引きますと、実質的な収入としてはふるさと応援寄附金の半分程度となりますが、返礼品を辞退する方や返礼品を少なくもらう方がいらっしゃいますので、実際の収入としては半分強の120万円から130万円程度になるものと考えております。

以上です。

○1番（富永 勉君） 了解しました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 一般寄附金の内容について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

実は、初日の提案理由の説明の中で私、一般寄附金4件と説明したんですが、失礼しました、1件の間違いでした。大変申し訳ございません。この1件なんですが、町内の方から昨年7月に300万円をいただいております。

ます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

次、20款繰入金について。41ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次、21款繰越金について。41ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 22款諸収入について。41ページから43ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 延滞金について伺いたいと思いますけれども、延滞金の細かな内訳、それから納期に遅れたらばこれは必ず取るようにしているというような、さっきの何か基本方針みたいなんですけれども、必ず取っているのかどうか伺います。

それから弁償金についても伺います。弁償金の内容、43ページの内容について伺います。

それから、雑入なんですけれども、主な内容と、前年度と比べて随分増えたんですけれども、その理由も併せて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

延滞金の主な内訳なんですが、町税全体としては現年度分で23件、滞納繰越分で203件、合計226件です。それから、個人町民税の現年度で11件、滞納繰越分の80件で合計91件、法人町民税が3件、滞納繰越分で1件の合計4件、固定資産税につきましては、現年度分が9件、滞納繰越分が119件で合計128件、軽自動車税につきましては、現年度はございませんでした。滞納繰越分が3件です。

それから納期に遅れた場合、必ず取るのかということで、延滞金がつく税金につきましては、町税滞納整理基本方針に基づき徴収させていただいております。

延滞金は税額に応じてとなりますので、金額が少額であれば延滞金がかからない場合があります。逆に金額が大きければ現年度分も未納期間によってはかかる場合もございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 答弁いたします。

弁償金につきましては、かねてからの懸案事項の東電の賠償となっております。

我が町につきましては、21件の請求をしまして、うち4件が未解決ということ、21分の4ということになっております。この4件なんです、被曝関係のサーベイメーターの購入や、小学生、中学生の屋外プールが使用できずに他町村へ屋内プールに行きましたので、バスの借り上げ代、さらには線量低減化事業に活用しました軽トラックの1台購入や、町民の内部被曝を検査するために、ひらた中央病院まで職員が引率しまして、その手当代等を含めまして263万円がまだ請求が未になっています。こちらにつきましては、今年度も継続しま

して東京電力の担当者、今、月1回程度は役場にお見えになられます。その都度、この話は継続して交渉はしておりますが、なかなかよい返事がいただいております。ですが、根気強く今後も請求をしたいと考えております。

次に、雑入の件です。

おただしの雑入ですが、今回開きがございまして、前々年度からいきますと約1,200万円の増となっておりますが、こちらにつきましても、大きく3つございまして。後期高齢者広域連合の負担金の返還で430万円、昨年3月に被災しました箕輪の勤労者体育館、勤体、こちらの保険が入ってございまして建物災害見舞金としていただいたのが420万円、地域福祉センターを社会福祉協議会が借りてございまして、その負担金、七三の割合で負担しておりますが、その負担金の戻しが約300万ということで、そちらが大きな根拠となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 弁償金なんですけれども、先ほど述べられたサーベイメーターとか屋内プールへの移動料、そういうものが今回払われたということなんです。それがまだ残っているということなんです。ですよ、4万1,000円しか入っていないんだもんね。分かりました。すみません。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） すみません、答弁漏れでした。この4万1,000円なんです。保健センターで使っておりました個人線量計、町民の方にお貸ししました個人線量計の配布に要しました通信費、消耗品費4万1,000円、こちらだけが令和4年度は東電より入っております。

先ほど私答弁申し上げました4件、サーベイメーター、プールのバス借り上げ、軽トラの購入、あと内部被曝の方の住民を引率するための職員手当、こちらの4件の263万円はまだ未収金ですので、根気強く交渉したいと思っております。

以上です。

○9番（上野信直君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、23款町債について。45ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ここで10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出について質疑を行います。

1款1項議会費について、47ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次、2款1項総務管理費について、47ページから55ページまで。

ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 4目の財産管理費に関連してお尋ねしたいんですけども、総面積とか財産のものは最後、くくりに出ておりますけれども、浅川町は公共施設の用地を借りている、そういうのが多いんだと私は思います。その用地の、この主なものの面積と、どうなっておるのかということをお伺いしたいんです。

借地も一定の年数によって借りているのもあるでしょうし、そうでなくても町が使う、そういう施設が存在する限り借りているというのが多いんだと思うんですけども、どういうふうになっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

町としまして、毎年度、土地、公共用地お借りしているところございます。36か所になります。

先に答弁しますが、地代は毎年、地権者の方に約700万お支払いしております。36か所で700万です。長い方では、約半世紀、50年お借りしている土地もございます。学校関係やら町営住宅やらございます。

議員さんおただしの基準なんですけど、基準につきましては、土地評価額の3%として平米単価を算出しまして、契約時には坪単価として契約しております。土地評価額の3%として平米単価を算出しまして、契約時には坪単価として締結しております。

一覧表は、こちらにはありますが、こちら個人情報と誰々さんに幾ら払っていますということ、あるものですから、そちらにつきましては、資料の提示は今回は遠慮させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 内訳表というのは私も、その後の状況で取り消しまして、要求はしません。

ただ、私が考えるのは、約700万だというふうなんですけれども、これはこの性質上、ぜひ、この際やはり購入しておいたほうがよいというような、そういうところも私はあるのではないかと思うんです。そういうところは、例えば学校敷地とか、新しく新設するような、そういう場合に、公共施設等を新設する場合にはできるだけ借入するというふうな、そういうことをやっぱりすべきではないのかなと、こういうふうに思うんです。

と同時に、この平米当たりの評価額の3%を基準としているということですが、非常に、ばらつきも私は、ばらつきという言い方はないんですけども、評価額ですからね。そういうものが基準だということなんですけれども、同じような施設で同じようなところにあっても、かなり違っているようなところもあるというふうなことも伺っているんですけども、やっぱり一つは、買えるものは買ったほうがいいのではないのかなと。将来に向けて、一時的な、あるいは年度的にも何年か使えばというような、そういうものを除いて購入する。

そういうことが私は必要なのではないのかなというふうに思うのですが、地権者からのそういう要望なんかは出ておられないんですか。

と同時に、できるだけ借地を減らしていくという努力もまた、するべきではないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

るる、おたがございました。

まず、私も今年度担当になりまして、総務課でこの話、確かに議論になっております。先ほど答弁したとおり、長い方ですと約50年、半世紀お支払いしている土地もございます。

それで、議員さんおっしゃるとおりなんです。私も、今回地代を払っているところというのは、今現在は公共施設は全て用地交渉をしまして、土地を求めて建物を建てているわけなんですけれども、昭和の時代はどうしても、いろいろ事情はあったかと思うんですが、土地を売ってはいただけない、じゃ、貸してやるということで貸していただいて、そこに町営住宅やら公共施設を建てた経過がございます。それで、昭和の時代なものですから、時は流れて、地権者の方も代替わりしております。

特に、今年度になってからも、やはり地権者の方が亡くなって、その息子さん等が外に出て、町外に住んでいて、もうこちらには戻ってこないと。ですけれども、町に土地を貸していると。土地を買ってくれないかという問い合わせも実は数件来ております。こちらは、今現在交渉中です。

それと、議員さんおっしゃるその土地を、もう今となれば町で求めたらどうなんだということで、私のほうも、面積の多い、地代の支払いが多いところ、こちらにつきましては、交渉を進めるようにしております。ですので、先ほど申しました地代が700万円ということもありますので、これからの財政負担にはならないように、少しでも求めるなりして解消をしたいと思っております。

それと、その単価のばらつきなんです。先ほど申しました固定資産評価の3%が基準と。これまで借りている土地、その同じようなものを参考にしていた経過がございます。こちらも答弁になるかどうかなんです。過去の決定の経過があるとは聞いているんですけれども、今となれば、町としても詳細は不明なことは多々ございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） やはり、買えるものであれば買うと。里白石小学校の跡地が個人の借地も入っているというようなことで、例えば、あそこを利用する場合には、その方の了承も得られなかったり、壊すのにもいろいろ出てくるんだと思うんですけれども、そういうふうな方向をぜひ追求すべきだというふうに、今、総務課長もそういう方向で今、話を進めているところもあるということでもあります。ましてや50年も過ぎれば、本当に今言うように、相続の問題や何から何まで、全く分からなくなってしまうような、そういうものさえ出てくるのではないのかなと思います。

ぜひ、そういう方向を追求していただきたいと同時に、ばらつきについては、これはやっぱり、同じような使用目的で、しかし評価からしても、ちょっと合点がいかないような、そういうものについては、各課では、

やっぱりつかんでいるんだと思うんですね。是正をしていくというようなことも私は必要だと思うんですが、今、昭和の時代の購入のことでいろいろ、そのときの事情とかいろいろあったんだと思うんですけども、そういう方向を追求してほしいと、こう思うのでありますが、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

2点目について、お答えいたします。

こちらの件につきましては、先ほど申しました三十何か所ございます。各課にわたっております。今年度担当する課とよく協議しまして、限りなく近くなるかどうか。ただ、相手があるものですから、そちらの関係もございますので、慎重に事は進めたいと思います。

以上です。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款2項徴税费について、55ページから57ページ。

3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 款、項、目だけではなくて、この決算書の各款、項、目にわたって、職員手当等と共済費の、いわゆる節間流用というのが各ページにわたって散見されます。全部数えますと33か所ございました。

この要因は何か、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

確かに、おただしのとおり、決算書歳出の中で流用が33件見られます。

こちら、主な要因としまして、まず1点目には、春の4月1日付の人事異動の準備によるもので、予算の見積の結果どうしても流用が必要になったものが一つ。

それと、マイナンバー関係や確定申告も付随しております。一番大きなところでいいますと、どうしても、共済費もそうなんですけれども、手当のほうは超過勤務手当なんです。超過勤務手当で、今申しあげましたマイナンバーとか確定申告、あと除雪。こちらで職員が出勤しているものですから、その関係上で流用している部分もあります。

あと、共済費につきましては、臨時の職員さんを雇用するための分で突発で出てきた分や、あと勤勉手当なんですけど、人事評価の反映後の率によるものもでございます。昨年度につきましては、そのような原因で流用させていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 今、課長答弁でおおむね理解できました。

それで、私、令和2年度と令和3年度の決算書も見ました。その中で、この流用、どのくらい件数あるかなと見ましたらば、職員手当等と共済費に限って、令和2年度、令和3年度見ました。そうしますと、令和2年

度は3件です。令和3年度は8件だったんですね。この、こういう職員手当間の節間流用というのは。そして今、総務課長、答弁の中で、4月1日付の人事異動に伴うものも関係していると。一つの要因だというお話がありました。そればかりではないのかなど。人事異動だけではなくて、それは一つの要因でしょうけれども、過去の決算書では、そんなには節間流用はなかったと。

それからもう一つは、超過勤務が増えて、それが足りなくなって節間流用したということで、それも分かりますが、各年度において、台風とか地震とか、そういう超過勤務手当が増えるというのは、これはありがたいなことです。

ただ、私言いたいのは、何か、令和4年度が突出して節間流用されているということで、いわゆる財務規則の運用の中で、あまり流用はするべきでないというふうに解説にも載っています。それで我々議会としても、予算を審議しております。当初予算、補正予算。そういった審議している中にもかかわらず、この流用を安易にやったのでは、予算執行そのものが適正なのかどうかという、こういう観点からすれば、ややこれは問題点があるのかなどということで質問をしたわけです。

ですので、令和4年度はこういう件数が多くなったのはやむを得ないと思いますが、令和5年度については、あまりこういう節間流用というのは好ましい予算執行ではないのかなどと思います。この辺の考えについて、再度答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

まさに、議員さんおただしのとおりでございます。令和4年度、改めて振り返りますと、算定の見積り、また見極めが甘かったことを痛感しております。

今後、今年度につきましては、この想定をよく理解して、決算時にふさわしい決算書になるように総務課内でも指導していきますので、令和4年度につきましては、結果となりますが大変申し訳ございません。今後このようなことがないように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に……。

〔「あるよ」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 交通安全対策費のことでお尋ねしたい。

これ、防犯灯の設置についてなんです。これは簡単なことですが、4年度は9基設置したということなんです。防犯灯については各地域の要望が出されて、それを現地調査なんかをしながら、何個実施するかというのを決めているんだと思うんですけども、そのことについてで4年度は9基、新しいのをつけたということなんですけれども、要望は幾つくらい出たのでありますか、その点。地域によって何回も防火ダムの近くに要望したんですけども、全然がちが明かないというような話もちよっと聞いているんですけども、どうなんで

しょうか。お伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

昨年度、令和4年度の防犯灯につきましては、要望箇所17か所に対して、9か所設置をいたしました。要望17か所、設置は9か所。8か所は未設置となっております。参考になんですが、今年度、要望箇所は12か所で、今現在3か所は設置済となっております。

過日、令和5年度の行政区長会の総会等ありまして、私、機会ありましたので出席させていただきました。その中でも、やはり質問は出ておりました。町の予算と、あと26行政区ございますが、こちらで担当のほうで現地に赴きまして、優先順位をつけて予算の範囲内で設置をしております。

確かに行政区によっては、継続要望でも、まだ防犯灯設置になっていないところ、あるかもしれませんが、こちら、そこら辺もよく十分検討しながら、今年度も行政区に寄り添った設置を考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 10番議員がちょっと戻ったみたいなので、私もちょっと漏らしちゃったので、戻らせてもらいます。

10目の交通安全対策費。この当初予算の提案理由の中で、総務課長から湯ノ下の信号がなくなるような話、ちょっと聞いた覚えがあるのですが、あの信号、交通量は少ないかもしれませんが、なくすことによって危険性が増すんじゃないかと私は思います。事故が起きるんじゃないかと思えます。ぜひ、そのような対応を県のほうで取ってきた場合、何とか継続して設置できるようにお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

先週ですが、私、駐在所に出向きまして、この件、湯ノ入地内の黄色の点滅信号、こちら撤去になるかどうか、真意を私、直接聞きたかったものですから、駐在所に伺いました。やはり、駐在所の方から本署に確認取ってもらって、交通の係に確認を取ってもらったんですけれども、今年中、12月までには撤去なんだそうです。これは浅川町に限った話ではなく、県内全域なんですけど、県警もその予算の関係があって、老朽化に伴う、そういう信号機は撤去なんだそうです。ですから、今回9月補正で、その撤去前に湯ノ入地区の十字路、広域農道と県道の十字路のところには、建設水道課にて安全対策をします。県の公安委員会で決めたものですから、これ、町で今から陳情等出してもどうなるかちょっと分かりませんが、あくまでも県警、県の公安委員会の考えの結果なものですから、先に交通安全対策は徹底したいと、設置はしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） どうにもならないということですか、そうすると。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○4番（会田哲男君） 町を責めているのではなく、県のほうの考えがちょっとおかしいんじゃないかと思うんだけどね。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これは、町が決めることではありません。公安委員会で決めること。そして、県のほうでは、もう撤去ということで進んでおりますので、私が言っても恐らく、もう決まったことですから。

以前、日本全国で福島県が2番目に信号機が多いらしいです。

〔「聞いてます」の声あり〕

○町長（江田文男君） まあ、ちょっと、今聞いてくださいね。

そういうことで、今、公安委員会のほうでは、本当に今、信号機を減らす方向で私はいっていると思うんです。ですから、設置するのは物すごく大変。

そして今、そういう方向でやっておりますので、本当に危険なところは今度、町でできることは進んでやりますので、ぜひご協力お願いいたします。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） ぜひ十分な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 今の4番議員の質問に対して、ちょっと補足なんですけれども。

それ、県が撤去ですよ。そして、今度設置は町、建設水道課でやるということなんですけれども、それに対しての予算措置というのはあるんですかね。

〔「それ、信号のことじゃないよ」の声あり〕

○8番（須藤浩二君） 信号撤去で、今度、町独自で何かやると言ったじゃないですか。

〔「いやいや」「LEDの話」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、公安委員会が設置しております老朽化した信号機でございますけれども、こちら、点滅式の信号を撤去していくという方針だそうでございます。その現場に一時停止の標識等を片方につけて、優先関係をはっきりさせるというところで撤去をするというようなお話がございました。事前に建設水道課のほうに相談に来られたことがあったんですが、その際には、町内各地で、逆に信号機をつけてほしいという要望がいっぱい出ているという状況もお話いたしました。やはり県としてのそのような方針であるということで進んだものと思われま。

町のほうで設置しますものは、正式な信号機ではございません。注意喚起を促すための大明塚背戸谷地線と大明塚箕輪線のところにもつけたですね。最近ですと、中里仁公儀線の県道の交差点につけたりとしている、あのLED式の、赤の点滅の簡易的なライトなんですけれども、こちらのほうを今回の補正予算のほうに計上して、撤去と同時になるべくつけるようにしたいということで、補正予算で計上したものでございまして、こ

ちらにつきましては、単独事業という形で実施することになっております。

ただ、総務課長からお話ありましたとおり、12月頃の予定というお話聞きましたので、それになるべく間に合わせて同時に設置できるように。

さらには、そのほかのラバーポールとかの予算も一緒に計上しておりますので、安全に通行できるように対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 撤去して、その点滅のLEDつけるのは分かっていたんですけども、そのものに対しての、県の補助は、じゃ一切ないと。勝手に、要らないからと、廃止しますから撤去しますよ、あとは浅川町さん、どうぞ自分たちでやってくださいねという、何かちょっと一方的なのかなと思うんですけども。

やはり、それ撤去するのであれば、それなりの安全対策をするわけですから、それに対して、やはり県のほうである程度の、何というんですか、設置に対しての補助をするべきと私は思うんですが。その辺、町長、頑張ってお金取ってきてくださいよ。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、撤去された信号機の代わりということでございますけれども、公安委員会のほうでは、その代わりに一時停止標識、一時停止線ということで対応するという部分でございまして。

ただ、こちら側としても、それではやっぱり不安であるということでございますので、独自に町民の方、通行される方のために、道路管理者として注意喚起を促すという形でございます。

ただ、これに対する財政措置につきましては、ちょっと大規模なものにつきましては、いろいろな事業でできる、補助事業できる可能性もございます。引き続き、そういったものを利用できないかななどを研究しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 今の課長の答弁で分かった。造ったときは、農道として県のほうの主体でやって、それを今度、町に移管したから、自分たちからそういう管理を外したということなのかな。その、昔からこう……。違う。

〔「今も、あの辺、県のほうに入っている」の声あり〕

○8番（須藤浩二君） 今も県道。

〔「町道も県道」の声あり〕

○8番（須藤浩二君） じゃ、県のほうではもう管理をしないということなんですかね。全部町でこれ、やれということ解釈していいんですかね。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

山白石の湯ノ……。

〔「湯ノ下」の声あり〕

○建設水道課長（生田目 聡君） 湯ノ下地内でございます。県道浅川古殿線と、それから広域農道ですね、町道東大畑山白石線の交差点でございます。こちら、道路管理者と道路交通管理者というものが道路の管理をする上ではありまして、交通管理者のほうが交通規制を担当する、いわゆる公安委員会でございます。信号機の設置、管理、それから一時停止標識、停止線などの管理につきましては、交通管理者である公安委員会のほうが行っております。この公安委員会のほうの決定で、老朽化した一点式の点滅信号機はなくしようということでございまして、これに代わって、一時停止の標識は町道側、広域農道のほうの両側につけるということでございます。

なものですから、道路管理者が今まで管理していたものではないので、交通管理者のほうが管理している信号機をなくして、停止標識をつくるということでございます。

これに対して、町のほうではちょっと、急激に変わるのでは危ないということで、独自に注意喚起を促す点滅式のライトをつけるという経過でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款3項戸籍住民基本台帳費、57ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款4項選挙費、57ページから61ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款5項統計調査費、61ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款6項監査委員費について、63ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款1項社会福祉費について、63ページから67ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 簡単なことなんですけど、65ページの老人福祉費の中で、町が80歳以上夫婦健在者への座布団のセットを贈呈しています。これは、本人からも聞いたんですけども、ありがたいんですけども、今はやっぱり座布団の時代ではないと、こういうことで、やっぱり商品券なんかでお願いできないのかなという、そういう声がありましたので、どうぞ検討してほしいなと思います。

それから、2つ目には、町の長寿会が今26行政あるのに6地域だけなんです。これは、県からも町からも補助金が出て、各支部でも補助金ももらえるんですけども、これは町の長寿会自身の問題ですから、とかくあまり言うべきではないと思うんですが、ただ、26あるところに6地域で、そして非常に、昨日も連合会主催のグランドゴルフ大会があったんですけども、暑い中だったんですけども和気あいあいに、やっぱり、みんな暑かったけれどもよかったというような話が私どもの地域の会ではありました。

ぜひ、連合会としても、これは毎年、会員を減らさないようにしようと。それと同時に、新しいところに、

元あったところ、大草とか様々あるんですけども、そういうところにも組織してほしいという、そういうことが話し合われます。

そこで私は思ったんですが、ぜひ、お年寄りはいろいろ交流が非常に大事です。しばらくぶりに行き会って、丈夫だったんだねというふうなことで、いろいろ交流をする。こういうことも、町長が言う、百まで元気で、本当にそういう。そしてまた、そのことが医療費の減にもつながっていくわけですから、ぜひ町が入ってというか、増やしていくという、地域の連合会や地域の長寿会、こういうことにも関わりある方がご指導いただければなど、こういうふうにするんでありますが、お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 座布団から商品券にしてくれというお話であります。確かにもう長年、座布団だと思っておりますが、やはり長寿会に行くと座布団もらえるという方もおりますので、やはりこれは今後の、本当にそういう声もあるということで、様々な、これは本当に検討しなければならないと思っております。

また、この町内、長寿会が6団体しか今ないということで、今10番議員が町全体でできるようにというお話であります。確かにこういう件も様々な検討しなければならないと思っております。ただ、この団体さんには本当に、皆さんにご協力していろんなスポーツをやっていること、本当に感謝しております。確かに今、80、90は本当にまだまだ若い人が多いんでありまして、本当に健康で100歳まで元気でやっていただけるように、こういう交流が必要かなと思っておりますので、本当に様々な面で検討をさせていただきたいと思っております。いい方向で持っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の答弁に尽きるんですけども、特に、関係課長さんか何か、やっぱりその点では一定の認識なり、あるいは保健センター、在介センター、社協とか、関係者なんかと協議をして、2番目のことについては、なお努力をしていただきたいというふうに思います。そういうお願いをして終わります。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款2項児童福祉費について、69ページから73ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 簡単な質問なんですけれども、成果の説明書の54ページのところに、出産子育て応援交付金の絡みで応援ギフトを送ったという表現があるんですけども、現金ではなくて何か品物を送ったということなんですか。伺いたいと思います。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

確かに、出産子育て応援交付金の応援ギフトという部分でございますが、この出産子育て応援交付金事業で、国ではご承知のとおり、出産応援ギフトと子育て応援ギフトと表現しております。国の最初の解釈では、応援ギフトということで、当初、国では、育児関連商品やベビー用品のそれぞれ5万円相当の商品券などを想定し

ていたため、国ではギフトという表現になっています。

しかし、この小さな自治体、町村では、ベビー用品を取り扱っている店とかがございませんので、国では現金支給も認めたというところで、実際は現金支給で、国の表現をそのまま使っているためにギフトという表現が残っているということでございます。

以上です。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款3項災害救助費について、73ページ。

次に、4款1項保健衛生費について、73ページから81ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私だけがついていけないような感じで。

71ページの4目の放課後児童健全育成事業……。これについてですね……。

○議長（水野秀一君） 角田議員、それは終わっているわけなんですけれども。

○10番（角田 勝君） いや、それで今……。

それですね、通告しておきましたので。まあ、あの……。

○議長（水野秀一君） ただいまの件について、通告ありますので許可します。

○10番（角田 勝君） じゃ、簡潔に。

利用の児童に小学2年生が特に多いんですね、この実績から見ると。それは何か理由があるんですか。そのことだけです。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） ご質問のその児童クラブの利用児童で、昨年度、小学2年生が特に多かったというおただしですが、小学2年生、去年の小学2年生については50名おまして、そのうちの42名ということで84%ほど、ほぼほぼ利用していたということになります。ほかの学年については平均的に50%前後ですので、なぜか去年の2年生が84%ということで多かったのですが、この理由としましては確実なものはないんですけれども、単純に、夫婦が共働きで核家族の家庭が多いのではないかと思います。こども園時代から延長で預けるといのが、もう普通になってきているのかというところも要因かなと考えられます。

以上です。

○10番（角田 勝君） 了解。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

次に、4款2項清掃費について、81ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 担当課でも頭を痛くしていると思うんですけれども、ごみ出しの日に、カラスによるごみの散らかし、これが問題になる地点というのは何か所くらいあるのか。

それから、町道、県道問わず、ポイ捨てをされた、ごみが入ったレジ袋。そのまま自分の家のごみ箱に捨て

ればいいのに、道路に捨てていくのがすごく目立つんですけれども、これに対しての対策というのはどうい
うのがあるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、お答えいたします。

ごみ出しの日、カラスによる散らかし問題についてですが、被害の大きさに大小はありますが、特に問題と
なるような箇所は、今年度につきましては、3か所程度と認識しております。

それから、もう1点の町道、県道問わず、ポイ捨てされたごみ袋が目立つということについての対策ですが、
確かに毎年、地域住民の方や区長さんのほうから連絡があった箇所、数か所ございます。看板の設置を行っ
たり、時にはダミーのカメラを設置したりしております。

また、毎年度予算計上させていただいておりますが、シルバー人材センターさんのほうにお願いをしまして、
町道のごみ拾い等の実施はしております。

以上となります。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の、カラスによるごみの散らかしが問題となっていた。名前を言ってしまうと、
ウチダケンジュ先生の前のところですね。あそこは、ケンジュ先生が何か、手製の、何というんですかね、覆
いをつくって、ネットに竹、篠で加工した覆いをつくってかぶせて、完全になくなったんですね。あれは画
期的だと思うので、ぜひ参考にして広めていただきたいなというふうに思うんですけれども、その点を1点。

それから、町道、県道のレジ袋のポイ捨てなんですけど、これは本当にマナーの問題だとは思いますが、
中身の感じからすると若い人だと思うんですよ。ある程度、特定の間人ではないかというふうに思われる
んですけれども、内容物を調べて個人を特定してという、そういう対応というのは、あまりやらないのですか。
伺います。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

1点のカラスの散らかしによるステーションのことなんですけれども、議員さんおただしのおり、その3
か所のうち1か所、ひどい箇所につきましては、環境美化指導員さんの工夫によりまして、カラスの繁殖期、
春先から6月にかけてと、あとどうしてもアパートの入退去が多い4月、5月につきましては、被害が大きい
傾向にありますが、今年度につきましては、環境美化指導員さんの工夫によりまして、その1か所が被害が激
減したことによりまして、ほかの2か所も連鎖的なのか、カラスの繁殖期が終わったせいなのか分かりませ
んが、今の所、激減してきたところではございます。

もう1点のポイ捨てについてですが、確かに議員さんおただしのおりポイ捨ての中には、昨年度ですけれ
ども、個人が特定されるようなものが地域住民の方から通報がありまして、こちらのほうで調べに行った経緯
もございます。その特定されたものの中には納税通知書が入っておりまして、個人のお名前、それから住所等
特定することができましたので、近隣町村の方でしたので、行政間を通じまして連絡をさせていただきま
して、行政の方に引き取っていただき、それから、行政のほうから、自治体さんのほうから、連絡できる
ときには連絡するという形で注意をしていただいた経緯がございます。そのような形で、特定できる
場合には特定して、

注意喚起をしております。

ちなみに、その方につきましては、染地内のごみだったんですけれども、令和3年度につきましては、袖山地内で見つけられたごみの中も同じ方でしたので、再度注意していただいたという経緯もございます。

以上になります。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに。

2番、菅野朝興君。

○2番（菅野朝興君） この、ごみ問題あると思うんですけれども、不法投棄についてお伺いしたいと思います。ちょっと通告はしなかったんですけれども。

山中で、山道の付近から不法投棄をしているようなところを見かけたりするんですけれども、それについて昨年はどうな感じであったのかということと、あと、それに対して、不法投棄されていた場所付近に対応、対策、見回り、去年は見回り等はしているのかということで、お伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えします。

一般廃棄物の不法投棄につきましては、町のほうで巡回をしております、産業廃棄物につきましては、県のほうから委託された指導員の方が巡回していただいております。

あとは、行政区長さんですとか、地域の方から通報いただいたところに出向いていきまして、確認するということをしておりますが、議員さんおただしの、山中に不法投棄があるということが個別にありましたら、こちらのほうでも把握していない箇所かもしれませんので、教えていただき、対応していきたいと考えております。

以上です。

○2番（菅野朝興君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○2番（菅野朝興君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、4款3項上水道費について、81ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、5款1項労働諸費について、81ページから83ページ。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 成果の概要の表に書いてあるんですが、成果説明のところに。新規学卒者雇用1人につき10万。最大30万と書いてあるんですね。それで、令和4年度は3社で5名。最大30万の定義をちょっと教えていただけますか。

あと、今回の決算書、非常に見やすく直していただいたことに感謝申し上げます。

前から言っていました、ページをめくったときに、前のページの款、項、目が入っていないくて、前に見づら

いと言って、今回、直してきてくれたことに感謝申し上げます。

まず、その30万円の定義を教えてください。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 成果説明書に記載のあります新規学卒者雇用1名につき10万円（最大30万円）。

その最大30万円につきましては、1社につき30万円ということで計上してあるものです。

ですので、大きい会社で一気に10名採用したということがありましても、最大の30万ということになります。

ちなみに4年度ですと、最大の30万の会社が1社、そのほかの2社につきましては、1名ずつということで50万円となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（須藤浩二君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、6款1項農業費について、83ページから89ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 通告はしていなかったんですけども、気になっているのでお尋ねします。

農地費の産業廃棄物処理業務委託というのが81ページに出ています、成果の概要書のところにね。中根袖山地区の、たしか用排水路工事のときに、何か蛇腹式の排水パイプか何かが見つかって、それを取り除いたという費用だと思うんですけども、481万円余りが支出をされております。これは、基本的にはそれを撤去すべき設置者がいたはずで、その方にこの費用を請求できなかったのかどうか。

それから、この481万円というのは、町の持ち出しということになったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

こちら、まず1点訂正させていただきます。

成果説明書のほうの、81ページのほうに記載あります2の産業廃棄物処理等業務委託。こちら、中根袖山地区となっておりますが、袖山地区のみですので、中根のほうを削除お願いいたします。申し訳ございませんでした。

こちら、袖山地区の排水路改修工事におきまして、入札により業者が決定して現場に入ったところ、入って周辺の木等を伐採したところ、産業廃棄物が投棄されているということで、それを早急に処理しなければ工事に入れられないということで、処理業務等を委託、その請負業者をお願いしたものでございます。こちら、町の単独で行ったものでございます。

こちら、単独で行った理由につきましては、この産廃を投棄した業者が特定できないということで、単独のほうで行いました。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、9番。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） たしか、この補正予算か何かのときに聞いた話では、何か、かなり太い、蛇腹のような形の排水管みたいなものだったというふうな記憶があるんですけども、うろ覚えなんですけれども。もしそうだとすれば、そういうものを設置した業者というのは、もう、ほぼ決まっているのではないのでしょうか。もししかすると、ゴルフ場関連なのか何なのかは、よく分からないけれども、調べれば分かるのではないかというふうに思うんですね。そういうのをきちんと調べたのかどうか。481万円を町単独で出しましたと、そんな簡単に言えるような話ではないので、その辺はどのように取り組まれたのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） お答えいたします。

こちら、長年にわたって放置されていたようですので、調べはしましたが、原因者のほうは分からなかったということで、町の単独で処理するしかないということで処理しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 長年にわたり放置されていたんでしょうね。それ、工事やるまで分からなかったんだから。

だけれども、そういう、まず、物なんですけれども、そのものでよかったですでしょうか。私の言っているようなものでよかったですでしょうか。何か太い、かなり太い排水用の蛇腹のような形の、強化プラスチックとか何かでできたような、そういう排水管だというのは、それはそれでいいですか。正しいですか。

それから、もしそうであれば、そういうものをその場所に設置した人というのは限られると思うんですよ。個人でなんか、そんなことやらないですよ。設置者もはっきりしていると思うんですけども、その方に請求するのが現在は不可能だからとか、困難だからという理由で請求は諦めたというんだったら、これはまた話は別なだけけれども、分からなかったというのは、ちょっと私は理解できないのですが。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も散歩中には何度か見かけております。恐らく、9番議員も見ていると思います。かなり大きい土管というんですか、丸いやつで、本当はかなりあったのは覚えております。それは恐らく、かなり年数は経っています。10年ではきかないと思います。あるいは、結構そういう用水路がかなり壊れていますから、その丸い土管というのがかなり壊れていますから、恐らく20年、30年の話だと思います。それをある程度ということはありませんが、担当課が調べましたが、なかなか特定できず、そういう工事も入ってありましたので、町のほうで四百何万を、四百何万だっけ。そのお金で処理したということであります。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） かなり大きな排水管だということで、私の記憶と大体、記憶のとおりだったのかなというふうに思うんですけども、そういうものを設置する人って個人ではないですよ。普通はいないですよ。そうすると、どこかの会社とか、あの辺にやっていたならば、ゴルフ場の関係とか、あるいは太陽光の関係とか、そういうふうに限られると思うんですけども、そんなの何で特定できないんですか。普通だったら容易に特定できるような話じゃないですか。

それで、私としては、そういうものに対して町が産廃のあれを四百何十万も、貴重な税金を使ってやりましたということは、あまり軽々しく言うてもらいたくない。きちんと相手を突き止めて、それで法的に請求できるのか、できないのかを町の顧問弁護士さんと相談して、できるということであれば、ぜひ請求してもらいたい。こんなことで町の貴重なお金を使ってもらいたくないというふうに思うんですけれども、お考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 総務課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 私のほうから答弁させていただきます。

令和4年度の決算中、成果の概要の中の指摘事項でございます。私も令和4年度農政課長を仰せつけられておりました。

袖山の排水の改修工事、施工しておりまして、水路敷に議員さんおただしの蛇腹のパイプやら生活雑貨品、もろもろが蓄積されておりました。あくまでも水路敷でした。当時、工期は迫っておりました。業者と幾度かの協議の上、まずは撤去ということで、その後、継続でこちらはおっしゃるとおり480万、町単独で支出しております。よって、継続して原因を突き止めております。その生活雑貨類の空き缶やら不燃物なんですけど、私が当時見た限りでは今に始まった話ではなく、過去数十年経ったものが出てきたような記憶がございますので、継続してこちらにつきましては究明しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 結論的には、原因は突き止めたので、それを請求できるかどうかはこれから検討していくと、こういうことで理解してよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 答弁いたします。

誰のものか、その原因者がどなたかということは、そこまでもまだ突き止めてはございません。今後も継続で、業者とも、あと地区の行政区、こちらも含めて追跡を継続していく、継続中でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 何回もすみません。

それ、相手をはっきりすれば、可能だったらば請求していくよと。こういう姿勢で臨むということによろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当にこれ、30年近く経っているかもしれませんので。

なお、弁護士等らと担当課に一回行かせて、お話をさせていただきたいと思います。

それと、当然、今9番議員が言ったとおりに、本当に貴重な税金だと思っております。私たちが本当に皆さんと共に、少しでもそのお金を出さない、税金を大事にしようという中でのやっぱり四百数十万というのは、

本当にかなり大きいのでありますので、今後注意しながらやっていきたいと思いを。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 農政の中で、農業振興費の、これは簡単なことですが、有害鳥獣。これ、実績は令和4年、どのようになっているんですか。例えば、イノシシ何頭、ハクビシン何頭とか、そのことが1つです。

それから、同じ85ページの水田農業振興の特別栽培米の取組。それから、漢方資材の助成金。こういう、この助成金等について、限られた人が、18人ですね、どちらも。栽培しているということで。そこに対する助成が毎年行われているんですけれども。4年もやっております。

私は、こういう特別栽培米とか漢方資材、名称はこれからまた募集するというようなことですが、本当に、もっともっと、よいことであれば広げていく必要があると思うんですよ。希望する人は、やっぱりこの特別栽培米を取り組んで、そして、浅川町の漢方資材、そういう米を作っていくんだと。それを浅川町の米作りの一つの特産品づくりのような形で伸ばしていく必要があるんだと思うんですが、毎年限られた人だけなんです。このことについては、町としてはどういうふうに考えているんですか。担い手、米の栽培の方々18人だけに限定しているんじゃないかと、浅川町の米作りのそういう特産品として、やっぱり売り出していく必要があるのではないかと、思うんですが、どうなんでしょうか。

それから併せて、ナラシ対策の件で、水田をやめて、やめてという水田のところを畑地化して、いわゆるほかの作物を作る、あるいは牧草を作るというようなことをやってきておまして、該当してそれなりに国からの奨励金が出てきておるんですけれども。今、例えば牧草なんかについては、浅川町の畜産の牛なんかには、今作っている牧草を食べさせてはならないという指導がなされているんだそうですね。その代わりに、ちゃんと東電できちんと準備した乾草を与えると。こういうふうになっているんだということを私、初めてというか、つい最近知りました。

であれば、やっぱりそういう契約をして、牧草を作って、それをナラシ対策の奨励金をもらう。そういうものに、認めるほうもまたおかしいし、作っても食べさせないというようなことであれば、違うものを作ってもあれしなくちゃならないというふうになるのではないのかなと。こういうふう思うんですけれども、その点、お伺いしたいと思います。

と同時に、このナラシ対策には、5年の間にまだ水張りをして、田んぼのような状況をつくり出さないと奨励金は出さないと、いうんですね。こういう話も私は、国の考え方としてもおかしい。畑地化して乾燥させて、そして米以外のものを作って云々ということで奨励金を出していたのにもかかわらず、そういうこの枠をはめる。ですから、田んぼのような状態の用水や排水、そういうものあれもきちんとしておかなければ補助の対象にならないというのも、国の制度としては逆行するような、ますます農地が荒廃する。そういうものにつながっている手助けになっているのではないのかなと、こういうふう思うのでありますが、その点はどういうふうこれからナラシ対策の点で進めようとするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） お答えいたします。

有害鳥獣被害の捕獲数についてお答えいたします。まず、小動物の捕獲数でございます。ハクビシンが89匹、タヌキが96匹、アナグマが9匹、アライグマが57匹。小動物合計で251匹となっております。続きまして、イノシシの捕獲数ですが、5頭となっております。

続きまして、特別栽培米に関することでございます。こちら、18名となっておりますが、こちら助成金のほうも漢方資材栽培米の生産部会のほうに助成しておるものがございます。ですから、生産部会のほうに入っていれば対象になるものと思います。

また、現在、漢方資材栽培米のほう、今後、名称を募集する準備のほうを進めております。

さらに、浅川町の特産品としてPRにも力を入れているところですので、生産部会のほうとも協議をいたしまして、ぜひ生産農家を増やすように進めていきたいと思っております。

また、ナラシ対策ということでお話ありましたが、こちら、国の事業で行っております水田活用の直接支払交付金の関係のご質問だと思います。よろしいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○農政課長（坂本克幸君） こちらですね、まず水田の活用、水田を一時的に利用するというで活用しています。2つのものがございます、戦略作物助成といたしまして、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米、こちらのほうで、国のほうから助成のほうはございます。

また、もう一つ。産地交付金としまして、地域振興作物の助成対象、作物を作った場合に助成があるということで、そちらの作物につきましては、まず野菜、果樹、花卉等がございます。その中身については、アスパラガス、キュウリ、トマト。果樹はヘーゼルナッツ、リンドウといろいろございまして、こちらのものを作った場合には、今言った2つの交付金のほうで、町のほうで申請を受け付けまして、国のほうに送ります。それで、国のほうから直接助成がされるということになっております。

ただ、あくまでもこちら、水田活用の交付金となっておりますので、畑、地目が田んぼのまま一時的に要するものは該当になるんですが、完全に地目も畑にしていまいますと、こちらの対象にはならないということで国のほうから聞いております。

また、議員さんおっしゃいましたとおり、国のほうで急に、5年に一度水張りをしなければ水田として認めないというお話が、急に国のほうからございました。こちらにつきましては、行政等のほうからも、何で急にそのような方針に変えるんだということで、苦情のほうはたくさん出ております。私たちも国の会議等出席した際に、そういったこと、農家さんに迷惑をかけるということで、苦情のほうを上げております。

ただ、国の事業としてやっておりますので、国のほうから、こういうものですよと言われても、それに従わなければいけない部分があるのは事実でございます。ただ、やはりおかしい。5年に一度、水田に戻せというのは、ちょっと不可能なことだと思いますので、引き続き国のほうに声を上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 鳥獣のあれについては分かりました。本当に、イノシシ5頭をはじめ、大いに少ない人数で頑張ってくれているという実態が分かりました。引き続き、お願いしたいと思います。

いわゆる、私が、その次の特別栽培米の、あれは漢方資材米のことですが、そういうことで希望があって作

れば該当すると思われる、と思われるというふうに課長が説明しました。これは、認めるのは浅川町なんですよ。この、いわゆる漢方資材米、こういうものはそうすると、希望すればそういうものを作って出すことが可能なんだと。であれば、前にも言いましたけれども、浅川町としての米の、稲作のそういう特産としての、そういうことで推し進めているのではないのかなと思ってはいたんですけども、そういう話もチラシなんかも出てこないし、毎年18人から20人ぐらいの、そういう限られた人だけが奨励金をもらったり、作付をして田んぼに立て看板を立てる。そういうふうなことをやっているんですけども、その辺はどうなんですか。力を入れて、やっぱり米作りのために特産品として位置づけて、もっと普及させて、浅川町の米と、こういう花火米というような名前でもつけて、これらの特産、いわゆる特別栽培米あるいは漢方資材米、こういうものを普及していったらどうかと、こう思うんですけども、その点はどうなんですか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） 先ほど私のほうからご説明しましたが、ちょっと勘違いがあるかと思しますので、こちら18名の方、個人個人に出しているものではございません。あくまでも、生産部会のほうに助成のほうはいたしております。現在、生産部会が18名ということでございます。ですから、新たに取り組みたい方は生産部会のほうに入っていて、生産部会の中で一緒にやっていただくという形になるかと思えます。

また、先ほどお話ししましたが、漢方資材米、これから名前を、名称を決めて、さらにPRしていこうという段階になっておりますので、ぜひ新たに漢方資材米、作付される方を増やせるよう、生産部会のほうとも協議していきたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、課長が言われたように、今後そういう、入ってもらえるようなそういうことになれば該当もしていくということで、いわゆる何というんですか、そのようにやっていきたいというんですけども。

だから、私はやっぱり浅川町の米作りの一つの特産として、大いにこういう特別栽培米と漢方資材米、こういうものをですよ、名前は公募しているんですから変わるんでしょうけれども、大々的にやっぱり推し進める必要があると思うんです。作りたいと思っている人があるかないかは、そういう呼びかけをしたことは、私1回も聞いていないんですよ。私も農業をやっておりますので。だから、そういうことをきちんと呼びかけをしたり、宣伝をして、この米の、浅川米のいわゆる特産と、こういうものを推進してはどうなのかなと。希望すれば入れるんだから、そうすれば奨励金も出るというふうなことではなくて、これからの農業の稲作の施策として、その柱にしてはどうなのかなと思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） 浅川町の特産物として今後もPRしていくのはもちろん、さらに力を入れていきたいとは思っております。

また、生産部会があることですので、勝手に町だけで話を進めるわけにはいきません。ですから、生産部会のほうと十分協議して、さらに生産、作付する方を増やすなり、さらにPRをするなり、一つ一つ努めていきたいと思えます。

取りあえず今年度は、まず名称を募集して、皆さんに分かりやすい、親しみやすい名前をつけていきたいと

考えておりますので、現在準備のほうを進めております。

以上です。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、6款2項林業費について、89ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる89ページのふくしま森林再生事業の件なんですけれども、毎年何千万もかけて地域を設定してやっていますね。伐採する。でも、伐採した後、植林をしたということは聞いてもいないし、その実績も見えていない。森林を再生する事業、いわゆるそういう事業の本質からすれば、やはりそれなりに樹種を選定したりして、杉がうんと適地のところは杉を植える、あるいは雑木を植えるとか、そういうことがなされていないんですけれども、この再生事業という、こういう事業からして、私はかねてから、何で切ったら切りっ放し、そのまま片づけて終わり。城山の文化財のところなんか県からお叱りを受けたような状況もありますけれども、とにかくそういう状況が続いているんです。再生のためには何をやっているんですか、この事業は。お伺いしたい。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） では、お答えいたします。

こちらのふくしま森林再生事業のほうは、県の事業でございます。こちらの事業内容につきましては、間伐や森林作業道の整備、そして、放射能の汚染物質、落ち葉や表土等の除去という事業となっております。この再生事業の中では植林までは対象となっておりますので、そちらの補助はございません。

また、植林のほうにつきましては、県のほうの事業としまして、別な造林補助の事業がございます。こちら、補助の対象者として、森林経営計画の認定を受けた方、民間事業者等の林業の経営者となっております。そういった林業の経営者等が計画等を立てて、別に植林の助成を受けることは可能でございます。こちら、町のほうで行っております森林再生事業につきましては、植林のほうまでは補助の事業の該当とはなっておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そういうことなのかなと私も思ったんですけれども、それはやっぱり誰が考えても、県の事業の中でも、在り方として私は疑問を持つんですね。むしろ、その後、再生させるための植林、そういう計画なんかをきちんと事業の中にも取り組んでやるべきだと思うんですよ。

切ってそのまま、ずっともう何年もこう次からこう、毎年やっているんですけれども、そのまま裸になっているんですね。そして、特別、林道をどうのこうのじゃなくて、木を出すための道路を、本当に私からすれば、業者がやりやすいように道を造って、どんどんやっているわけ。城山の文化財の昔のお堀、あとこういうものなんかの例もありますけれども、もう、何かちょっと本末転倒ではないのかなと思うんです。

ですから町も、裸にして何年も何年も置いて、何千万も使って、そして切りっ放しなんだと、こういうこと

ではなくて、県の事業があるのであれば、この県の事業に取り組むような、そういうことを引き続き、何ですか、やるべきだろうというふうに思うんですが、その辺はどうなんですか。お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 10番議員の言う、全くそのとおりであります。

それで、これは当然、県の事業でありますから、植林や森林計画を、要望を私がしたいと思っております。確かに、伐採したのはいいですけども、木を植えないのはやはり今後の、福島県あるいは日本の森林には大変なことになりますから、そういう関係で、自分からも進んで県のほうに要望していきたいと思っております。

○10番（角田 勝君） ぜひ、強力をお願いします。

○町長（江田文男君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ここで、1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の答弁に誤りがありましたので、総務課長より報告させます。

総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁の訂正をさせていただきます。午前中の件です。

39ページの歳入なんですが、18款2目物品売払で官公庁のオークション、公用車の売却でしたが、上野議員の手数料はかかったのかというおたじだつたんですが、私、無料と言ったんですが、実際は8%がかかっておりました。こちら落札価格の8%と、それに消費税の10%が加算されます。1台当たりの落札価格に8%プラス消費税の10%が加算されます。

ですので、5台、今回売却しました。211万円の売上げございましたが、手数料として18万5,000円が差し引かれます。よって、192万5,000円が実質の売上げとなっております。おわびして訂正申し上げます。失礼しました。

○議長（水野秀一君） 次に、7款1項商工費について、89ページから91ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款1項土木管理費について、91ページ、92ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 簡単なあれですが、八紘園の前にいろいろ資材があった、あれは昔の、住宅もあそこにあつたんですけども、きれいになって、今度は中学校の先生方の駐車場に、昨日見たらなつていまして、そのためにやったのではなかったんだろうが、非常にいろいろ、何て言うんですか、資材の余りというんです

か、そういうものがいっぱいあったんですね。ずっと前ですけども、部落なんかで何か300ぐらいのU字溝があそこにあるというのを知って、運搬とかそういう経費は部落持ちで活用したことも昔あったんですけども、あれが一切きれいに片づいているんです。

そういう資材は、今は町に引き上げないで業者に処分してもらおうという、そういうことなんですか。その辺は、活用できるものは町がやっぱりどこか置場を決めて活用して、再利用したらばいいのではないのかなというふうに思ったものですから、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 資材置場は当然きれいにさせていただきます、活用できるものは当然活用させていただいております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） どこ。

○町長（江田文男君） あと今、答弁しますから。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

資材置場でございますけれども、中学校のプールのすぐそばに資材置場として使っておりました。もともとこの資材置場なんです、学校に近かったり住宅地に近かったりということで、あその場所が適正なのかというのはずっと考えておりました。たまたまといいますか、学校建設もありましたので、そういった機会に、この際にちょっと場所を変えてということで考えたところでございます。その資材置場には、U字溝やコンクリート蓋などいろいろと保管しておりました。

今ある場所なんですけれども、簡単なフェンス等ありますけれども、しっかりとしたものではないので、これを浅川浄化センター、こちらのほうに移動しました。浄化センターには周囲、外周、フェンスがしっかりと回されておりますし、あまり住宅地も近くないので、景観等もそこまで悪くならないのかなというところで移動したところでございます。

その際に、いろいろと保管してあるものを精査いたしまして、もう何十年もこれは使っていないだろうとか、保管しておいて劣化といいますか、コンクリートがひび割れていたりしてもう使えないだろうとか、そういったものを判断して一部処分したものはございますが、使えそうなものにつきましては、浄化センターのほうの空いている敷地のほうに移動してございます。

なお、荒町西裏のほうからお寺の裏側を下って行って行きますと、浄化センターのちょっと高いところから見えますけれども、そこから確認することはできません。

また、これまでと同様に、工事で発生した使用可能な資材につきましては、これからは浄化センターで保管して、行政区からの要望で町の維持管理工事で使用したり、それから行政区で使用したりする場合には譲渡するなど、これまでと同様の扱いにしたいと思っております。

以上です。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次、8款2項道路橋りょう費について、93ページから95ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町道の側溝清掃の状況について伺いたいと思うんですけども。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

町道の側溝清掃の状況ですけれども、令和4年度につきましては、委託業務を発注してとか、工事なんかで側溝清掃の実績はございませんでした。

ただし、道路作業員のほうで、大雨後に巡回をして、また定期的に側溝がたまりやすいところ、そういったところのますの清掃、それから秋になりますと、広葉樹、葉っぱが落ちますので、そういったところもおおむね把握しておりますので、そういったところの土砂とございますか、葉っぱの撤去なんかを作業員で対応していたところですか。それから、横断暗渠など、どうしても水と土とかが流れ込んでたまりやすい箇所、こちらについても作業員のほうで定期的に土砂上げをしたという箇所もございます。

それから、側溝から虫が湧いてきて困るということで、そういった苦情があったところもございまして、こちらのほうは、塩素なんかで消毒したりして虫が湧かないような対応を取ったという実績はございました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確認なんですけれども、例えば両町の側溝だと重いコンクリート蓋でびちっと覆われていて、素人では掃除はできないと。そういうところは、町に要望を出せば、町のほうで対応してくれるということでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） コンクリート蓋ですと大変重いもので、なかなか上げたりもう一度入れたりするのも大変です。作業員のほうでそういった作業をする場合に、特殊な工具がありまして、外しやすかったり、それからもう一回設置しやすいという道具がございます。そういった要望がございましたらば、町のほうで実施を検討したいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 委託料で、大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画作成ということに418万あるんですが、これはどういう事業の金額なんですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

委託料418万円の、大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画作成業務委託料の件でございます。

こちらにつきましては、補助事業であります。社会資本整備総合交付金事業の一部の防災・安全交付金、さらにその中でも細分化されて、宅地耐震化推進事業という事業の分類になってございます。

この事業につきましては、これまで日本各地、過去の大地震などの際に、沢や谷、傾斜地などを大規模に盛土した造成地、これを大規模盛土造成地と呼んでおります。この造成地におきまして、崖崩れや土砂が流出する被害が発生したことから、国がこのような災害を未然に防止、もしくは軽減することを目的に、大規模盛土造成地を把握するための調査などを行ってまいりました。

第二次スクリーニング計画の前に、第一次スクリーニングというのがありまして、こちら国のほうで実施しました。第二次スクリーニング計画、ここから町のほうで実施するようになりまして、令和4年度は実施したところでございます。

こちらの調査につきましては、第一次スクリーニングの結果で、主に国が業務を発注して、過去の地形図、それから現在の地形を航空測量などで比較して、盛土されているだろうという造成地、それから開発許可等の情報を基に調査したところでございます。町としても、この第二次スクリーニング計画において、その抽出された中から優先度評価などを行った業務となっております。

内容といたしましては、第一次スクリーニングで抽出された大規模盛土造成地、これ大体おおむね4か所と申しますか、4地区ございました。各地区の中に細かいところが何か所かずつありまして、合計しますと17か所にはなります。具体的に申しますと、小貫のほうのゴルフ場、あと袖山の元ゴルフ場、今、太陽光のところとか、それから宅地の造成地、それから工業用の造成地などが該当になってございます。第一次スクリーニングの結果につきましては、個々の場所が大規模な盛土の造成地であるというふうに特定されたというところでございます。

町で実施しました第二次スクリーニング計画、こちらにつきましては、まず基礎資料の調査を行い、現地調査しカルテを作成し、それから優先度評価というものを行いました。その結果、優先度の高いほうからA、B、Cのランクづけがされまして、優先度の最も高いAが5か所ほどありましたけれども、この5か所には保全対象である住宅がないということで、次の調査には進まなくていいだろうという判断でございまして。それから、次の優先度Bでございまして。こちらが2か所ございました。優先度の低いC、これが10か所ございました。

この結果を受けまして、令和6年度に、優先度Bでありますけれども、この2か所について、詳細な地盤調査、機械ボーリングなどによって土などの試料を採取して土質試験をして、地下水の水位観測など詳細な地盤調査を行いたいと思っております。このようなことから、来年度実施したく、国のほうにも既に概算要望ということで、予算のほうを要求している状況でございまして。

なお、こちら17か所の大規模盛土造成地につきましては、町のホームページで位置図程度でございましてけれども、場所の公表をしているところであります。

以上です。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款3項河川費について。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 3項の河川費の中の工事請負費1,036万5,000円、これ宿坂の畑田川の護岸修繕工事とい

う形のご説明でしたが、町単独ですよ、これね。町単独で護岸工事やるのか、大変珍しいなと思ってお聞きしますが、この護岸工事をやった主な目的は何でございましょうか。例えば、大雨時に水があふれちゃって、多分、下の住宅地に被害が及ぼすことが想定されるとか、そういうようなことも考えた上での護岸工事だったんでしょうか。普通、河川というと災害復旧とかで充てるのが多いんですが、町単独で護岸工事やるというのが、なかなか珍しいものですから、ちょっと聞いてみます。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

おただしのとおり、畑田川の河川護岸工事でございます。

こちらにつきましては、通常は河川の護岸ですと、おただしのとおり災害復旧事業で取り組んでいる例がほとんどであります。今回の箇所につきましては、長年、行政区もしくはその付近の住民の方から要望がありまして、過去にも、もう十数年以上前から現地確認などは行ってきたところではございます。ただ、だんだんと浸食されて少しずつ来ていたというところで、なかなか災害復旧事業では該当にならないのかなという判断でございます。

なおかつ、やはり下流のほうに住宅がありますので、万が一、完全な河川の土手の部分が削られますと、住宅のほうに被害も及ぶであろうというところもございまして、実施したところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 私、大変よかったと思っています、町単独でもですね。今、説明があったように、大雨のときに宅地内に水が浸水してくるというような状況は多分考えられたし、今までも多分あったと思います。そこは災害復旧じゃなくて、町単独でやるというふうな英断をしたことは大変よろしいと思っています。

今の課長の答弁でいきますと、ここは例えばそのような河川付近の近隣住宅とか住民から、うちのどこもこういうふうな水、浸水したんだとかいうような要望があったときに、あるいは行政区からそういうような要望があったときには、これを前例として取り組んでいくというような考え方で捉えてよろしいんでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この畑田川は、もう何十年前から、ご存じだと思うんです。何十年前から要望がございまして、それでなかなかの補助がなくて、やはり今、課長が説明したとおりに、下流に家もあるし、もしこれが土手が崩れて、大災害のときに大水になったら大変だということで、本当に何十年ぶりの要望があったから、本当に今回、町単独でやらさせていただきました。

今後、こういうところがあるのか、あったらやるのかということになると、これも大変苦しい判断をしなくちゃいけないと思いますよ。というのは、ご存じのとおり、安い金額ではできません。ですから、やはりそういうもし場所が何か所かあると思いますが、本当に検討に検討を重ねて、いろんなお金と相談しながら前向きにいきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） そうですね、交通事故でも何でもそうですけれども、事が起こってからではあれなんで、

あるいは災害は待ってはいけませんので、ぜひそういうふうな河川近くの近隣住民、あるいは行政区から要望があれば、町として十分に検討して取り組んでいただくことをお願い申し上げたいと思います。町のほうでも、何か所か河川付近のところ、山白石辺りもあると思うのですが、湯ノ下川、日影川といろいろ小さい河川あります。その近くに民家もあります。同じようなところが多分あると思うんです。そのときは、町に相談、あるいは要望等来たときには、前向きな形で調査、検討していただきますことをお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 工事請負費の中の畑田川筋の支障木の処理工事、このことで何年に1回かは町がやっておるんですね。木は毎年大きくなるものですから、畑田川のいわゆる殿川との合流点から30メートルぐらい上流のところ崖があって、上が田んぼで、あそこにやはり雑木が大きくなっちゃって、稲作にも支障、あるいは、あそこは私、裏門と、行人坊線かな、あそこの町道のところから花火を見るのに非常にいいんですね。ところが、その木が大きくなっちゃって花火が見えなくなっちゃって、今年は何かいいろいろトラブルなんというのもあったようですけれども、ぜひ切ってほしいということが一つであります。これは、町がやっぱり単独でやらなくちゃならないものなのか、その辺も含めてお願いしたいと。

それからもう一つは、いわゆる道路のことで、曲屋破石線の工事が延長に何回かなったんですね。これは住宅のすぐ後ろを崩して、そのたびに石が出てきたり、いろいろ困難な状況があったので、本当にやむを得ないなとは思ったんですけれども、そういう設計を組む段階で、土質と転石なんかがいっぱいあるということはあるんじゃないのかなと。そうであれば、そこら辺もちゃんと設計の中に組んで、補正をしたり工事の期間を延長して、そういうことが未然に防げるのではないのかなというふうに思ったんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。生活道路として、非常に何か苦情が私に寄せられて、あそこは私、1か月に3回通るものだから、必ず。そのたびにそういうことありました。その辺は、設計とか未然にその中でやれなかったのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思うんです。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目、2点目は私が答えますが、3点目は担当課より説明させていただきます。

まず、1点目は、畑田川のところの木が大変高くなって花火が見えないというのは、私も以前からそれ言われたことがございますが、その伐採できるかできないかは、今、担当課とか県のほうに相談させていただきます。そしてまた、今年は本当に大変花火の見物客が多くて、東大畑一区のほうにも車が半分止まっていて、本当に大変ご迷惑したと思っております。なるべく、そういう支障になる木は伐採したいと思っておりますので、もう少しお待ちください。

それでまた、2点目は、そういう伐採の補助事業があるのかも検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 補足説明をいたします。答弁いたします。

畑田川、殿川との合流地点からの雑木の件でございますけれども、昨年も一部伐採をしておりまして、合流

地点から上流のほうに向かって作業を進めております。今年度も実施予定でありまして、さらに下流から上流のほうに向かって伐採をする予定でございます。こちらに関しましては、殿川のほう堤防舗装されまして、利用者も増えているということでありますので、環境整備を図るということで、さらに散歩コースなんかにもつながると思いますので、そういった意味で環境整備のために実施するものであります。

それから、曲屋破石線でございますけれども、やはり山白石地区、特に破石地区から曲屋地区、通常、見渡しましても、山肌から石が出ているということで、工事前から心配はしておりました。山を削れば石が出てくるのではないかとすることは心配しておりましたけれども、ちょっと今回、予想を上回るような形で法面のほうに転石が出てきまして、こちら通常、設計ですと、これで壊れますというような内容で設計しているんですが、なかなかそうはうまくいかなく、時間がかかってしまったというところでございます。まだ未改良区間もありますので、そういったところを十分に注意しながら、工期設定なども考えてまいりたいと思います。

以上です。

○10番（角田 勝君） はい、了解。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 通告はしていないんですけれども、今の件でちょっと聞きたいんですが、やはりそれ県のほうでお金を出さないということですか、土木事務所のほうでは。その支障木の撤去に関しては。ですから、町のお金で撤去を進めているというような状況でよろしいんですかね。

それで、私もその合流地点からのところのどっかい木を見てまいりました、先週ですね。そこの田んぼを耕作している方ともお話をしました。過去には、もうどうしようもないから自分で切ったんだと。自分で切ったけれども、でかいあれクルミの木か何かのね、もうこれは俺は切れないわと言われて、じゃどこに文句言えばいいのかなということを言われるわけですね。だけれども、河川だから土木事務所かなとは思っていたんですが、今の話を聞くと、もう土木事務所ではやる気がないから町でやっているみたいな考えなんですけれども、その辺をもう一度詳しくお聞きしたいです。予算がどういうふうに出るのか。

それと、あともう1個言わせていただくと、東大畑から突き当たって丁字路を畑田のほうに行くのに右側を見ると、そこも雑木がすごいですよ、河川のところが。それで安全確認ができないというお叱りも同時にいただきました。町長でも担当課長でもいいです、どちらか答弁お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は河川の土木事務所、やる気はないとは言っていないからね。まだ要望していないからね。やっぱりそこら辺ちょっとお願いします。

それで、私も河川敷、あるいは県道あたりの伐採のことはお話をさせていただいております。あくまでも県道とか河川、本当に風で倒れたら、そりゃ土木事務所はやっていただきます。ただ、その県道であれ河川であれ、高い伐採は我が浅川町だけやっちゃうと、これ県中、県南の河川、県道というのは物すごくありますから、それは一気にできないと思っております。それで、本当に大変危険なものは、恐らく優先でやっていただきますので、私からも土木事務所あるいは県のほうに行ったときはお話しさせていただきます。補足説明を担当課よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 補足答弁させていただきます。

まず、河川の管理の件でございますけれども、殿川の合流地点なのですが、殿川自体は一級河川で県の管理の河川でございます。それから、畑田川ですけれども、普通河川といたしまして、町管理の河川になってございます。今回の支障木と申しますか、木が生い茂っているという箇所につきましては、合流地点から東大畑とか畑田のほうに上った町管理の河川の部分でございます。なので、町のほうで環境整備を図るということで、昨年度から実施しているところです。

それから、おただしがありました県道、東大畑から浅川古殿線の丁字路の右側の部分だと思いますけれども、ここにつきましては、町のほうにも苦情を受けております。なので、定期的に、ちょっとそこは確認ポイントとして、見通しが悪くならないようにということで、気をつけているところではございます。今回、今年度、畑田川の樹木伐採を委託する際に、ピンポイントでその部分もということで頼んで、実施できればなというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款4項都市計画費について、95ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款5項住宅費について、95ページから97ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1目の来て「あさかわ」住宅取得支援事業で、4件の該当があったということでよかったなというふうに思うんですけれども、その概要についてご説明いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） お答えいたします。

来て「あさかわ」住宅取得支援事業の実績の内訳についてですけれども、令和4年度は4件ですが、4件とも若者夫婦または子育て世帯となっております。転入者数は12名となっております。4件全てが県内の近隣の市や町からの移住となっております。新築の住宅が3件、中古の住宅が1件となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 4件、12名が新たに浅川町に、今、移ってきてくれて、本当によかったなというふうに思うんですけれども、何か際立った取組みたいなのはあったんですか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） こちらの取組につきましては、主に町のホームページでのPRとなっております。

以上です。

○9番（上野信直君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、9款1項消防費について、97から99ページ。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ここで質問するような内容なのかどうかは、ちょっと議会事務局とも相談してあれだったんですけども、ここしかないので今日お尋ねしたいんですけども、磐城浅川駅前の県道、浅川停車場線の県道の側溝ではなくて路面の排水溝についてなんですけれども、住民の方から言われたんですけども、確かにのぞいてみると、排水溝の下はすぐに土砂が詰まっていて、水が全く流れないだろうなという状況なんです。この排水溝の清掃というのは、これはやはり県がやる仕事なんだろうというふうには思うんですけども、これについて町のほうで要望するような予定はありますか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

おただしの箇所につきましては、駅前の浅川停車場線で、車道のすぐ脇に集水ます、ちょっと四角いですがあって、そこから恐らく側溝のほうに誘導するためのますであると思います。ちょっと私のほうでも何度か通っていたんですが、ちょっと気がつかなかったものですから、今回情報いただきまして、再度状況を確認して、やはり管理が不適切であるということであれば、土木事務所のほうに連絡をして対応していただきたいというふうに思っております。

また、なお、ちょっと参考までになんですが、一般質問でお話ありました県に連絡しておりました国道118号のダイユーエイト前なんですけれども、舗装の補修が何か完了しているようにも思えます。あと、さらに本日は、朝から里白石方面の跨線橋の上のところの舗装の補修をしていたようです。なので、順次補修してって、神路橋のほうも現場にしっかりとマーキングされておりましたので、補修していただけるのではないかなというふうに思っております。そういったもろもろの県への要望も含めて、引き続き連絡調整を図って、対応していただけるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○9番（上野信直君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 9款の消防費でお伺いしたいんですが、昨年ですか、両町区内の2か所の移設、これ消火栓ですか、やったということなんです、というふうには私は理解するんですけども、浅川町町内、あるいは部落で、消火栓使えないようなところなんかは把握しているんでしょうか。それが1点。

例えば把握しているとすれば、その消火栓は火災予防には大事なやつでございますんで、早急に使えないやつは使えるようにすべきだと思うんですが、その辺はどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁いたします。

消火栓の使用不可の箇所は、消防、防災担当で把握しております。具体的に申しますが、里白石宿裏地内、こちらがかねてからの懸案事項になっておりますが、使用不可ということで、万が一、火災のときどうなるん

だということで区からの要望も上がっております。こちらにつきましては、数年そのままにはなっておりましたが、今年度、建設水道課とよく協議しまして、本管の絡みもあるんですが、万が一に備えて早急に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 里白石地区、アイタトシオ君の前に、名前出しちゃいますけれども、あるやつ。あそこは数年、区からも要望しているそうです。ところが、やられていなかった。工事費が多くかかるかもしれませんが、財産と命を守るという意味で、早急に対応をこの場でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款1項教育総務費について、99ページから103ページまで。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款2項浅川小学校費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款3項浅川中学校費について、103ページから105ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款4項浅川町学校給食センター費について、105ページから107ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 教育費全般のことに波及すると思うんですけども、お伺いしたいんですけども、いいですか。

○議長（水野秀一君） はい。

○10番（角田 勝君） 小・中学校、こども園も含めてですけども、教員に対する働き方の緊急提言が特別委員会の中で国のほうでなされました。先生方の勤務が、非常に超過勤務ということを考えれば、全く過大で、ちょっと大変なんだということをその報告でなっていて、緊急にこれらの問題に対処すべきだということで、教員の増員や部活の在り方や様々なことで、これから国は検討を加えて是正していくと、こういうふうなことが新聞にもテレビでも報道されましたけれども、浅川町の教育にあっても、やはり各学校のいわゆる教員の勤務状況は、ほかと大差ないものだというふうに私は思うんです。

先生方、昔は先生様といって、先生に対する尊敬の念もあつたり、いろいろありましたが、今は本当に先生方の、教師になるというのは、何か就職する若い子にとっては、先生はもう人気がなくなってきているんだそうですね。大変なそういう状況だということを緊急提言しておりますけれども、浅川町における教員の働き方、これは浅川町でも、健康でたくましい生徒の目標、こういうことを掲げておるわけでありますから、部活なんかも含めて、どういうふうにこれらの課題に対処して、活動なされるのかも含めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、お答えをいたします。

浅川町におきます教員の働き方改革ですが、議員さんご指摘のように、現在、教員につきましては浅川町に限らず、日本全国で大変厳しい状況になっているかと思っております。

それで、働き方改革につきましては、年度初めにも校長を通しまして、各学校で先生方の負担を軽減するような、そういう勤務の在り方、職務の在り方、工夫を取り入れてほしいということで話をしております。これは大変、急に現在の教員の働き方を変えるということは、なかなか難しいところもありまして、国の文科省の指導、それから県教委の指導などを受けまして、できるところから各学校で取り組んでいくということで行っております。

また、部活動につきましては、国のほうからもスポーツ庁のほうからも地域移行を推進してほしいということで指示が出されております。それで、教員が休日の指導、それから大会の引率に、そういったものに従事しない体制をつくっていかうと。これは教員の働き方改革にとって重要なことであると思っております。特に中学校におきましては、部活動によって、部活の指導をして、そして本来の事務をするということになりますと、帰宅時刻も遅くなるということも生じております。

また、部活動につきましては、中学校の教員で、自分が専門としない競技の部活顧問を任せられるということも、教員の負担になっているのも事実であると思っております。ただ、実態としまして、民間指導者をということなんですが、これは都市部におきましては指導者を確保しやすい、見つけやすいということはあるんですが、浅川町に限らず、石川郡内の町村、あるいは福島県内の多くの市町村にとって、全ての部活動において外部指導者を確保するという事は、これは困難な状況です。なかなか見つからないと。その競技についての指導者、なかなか見つからないということもあります。あるいは、会社勤めをしているという、そういう関係からも、全ての部活動において外部指導者を確保するという事は困難な状況になっております。浅川町ということでなくてですね。

それで、浅川中学校の現状につきまして申し上げます。今年度は、陸上部において外部指導者2名、それからテニス部員に対してです、大会前に外部指導者1名が指導の支援に入ってくださっております。現在、3名の外部指導者が中学校の部活動に関わってくださっておりますが、外部指導者の確保につきましては、今後も検討を重ねていきまして、できるところからできることをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。すでに浅川町でもそういうふうなこと、部活の問題ではやられているということ初めて知りました。いろいろ、今、教育長が言うように、都会ならいざ知らず、地方でしかも小さい町や村では、そういう指導者をお願いできる、そういう面では非常に困難だと思うんですね。大変な苦勞をしているんだというふうに思います。できるだけ、いろいろ、こども庁なんかの、あるいは県と協議して進めたいというふうに思います。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのは、そういう方の身分保障を、あるいは大会前何日間かとか、そういうスケジュールとかそういう身分保障なんかについては、ちゃんと国や県から必要経費の交付はあるんですか。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えします。

現在のところは、この3名の方につきましては、ボランティアということでやっていただいております。ただ、これ完全に地域移行ということになりますと、これは国のほうでもその辺の経費等、予算づけ等はあると思います。それで、これ地域移行になりますと、部活動とはまた別に指導するようになるんですが、そうなりますと、報酬が、これが生じてきます。これをどこで予算をつけるかということは、今後の課題になってくるかと思えます。これは完全に地域移行ということに移行してからの問題になってきますけれども、現在のところは、そのようなことでボランティアで入っていただいております。

以上です。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款5項あさかわこども園費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款6項社会教育費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款7項保健体育費について、115から119ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費について、119ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 11款2項公共土木施設災害復旧費について、同じく119ページ。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1目のいわゆる勤労者体育センター災害復旧費についてお尋ねしたいんです。

これは、工事の実際を繰越明許でやって、もう既に工事は完成しているということの報告もありました。私
がちよっと疑問に思ったのは……

○議長（水野秀一君） 角田議員、今これ土木のほうですから。

〔「もうちょい待っていただければいいんだ、もう少し」の声あり〕

○10番（角田 勝君） これ土木。

○議長（水野秀一君） 公共土木の。

○10番（角田 勝君） 今、災害復旧費のあれでなかったの。

○議長（水野秀一君） 公共土木のほうですから、もう少し。

〔「もう少し待てば」の声あり〕

○10番（角田 勝君） この土木費の災害復旧費の1、2、3をやっているのか。

○議長（水野秀一君） ええ。

○10番（角田 勝君） そうですか。

〔「もう少し待って」の声あり〕

○10番（角田 勝君） じゃ、私、いやその後こういう方がいれば、じゃ質問があればあれするとも、私、今回質問したんで、途中でするので質問したいと思うんです。議長、いいですね、半端にしたってしょうがないから。

○議長（水野秀一君） いや、後にやってもらっても結構……。

○10番（角田 勝君） それは、やっぱりなぜこの体育館だけが福島県の地震で大きな被害が出たのかというのが私ちょっと解せないんですよ。ほかのところはそんなに、何千万かかるような壊れ方したりなんかそういうことしていないでしょう。だから、何か構造上の欠陥なんかがあったのか、あるいは地盤が特に緩いものであったのか、工事の施工に手抜きでもあったのではないのかなと思いたくなつたんですけれども、その辺はどうしてここだけが大きな被害に遭われたのか、そのことだけお伺いしたいと思つたんです。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 答えいたします。

勤労者体育センターの被害が大きかった原因につきましては、東日本大震災以降、数回発生している大きな地震等の影響によりまして、建物自体にあちこちにゆがみや亀裂が生じていたことや、地震の揺れる方向、さらには地盤の影響もあったかと思われまふ。それらのいろいろな悪い条件が重なりまして、今回の被害は大きくなつたものと考えております。

また、設計上の不備というところなんですけれども、建設当時の建築の基準法上、不備はなかつたものと考えております。また、工事自体も東日本大震災を乗り越えておりますので、手抜き等なかつたものと考えております。

今回の修繕工事につきましては、設計業務を建物の構造計算ができる業者に発注しました。そして、被害箇所修繕のほか、柱に8本の鉄骨の方杖を新設しまして、地震等により柱が変形することを防ぐ補強工事も今回実施しております。

なお、方杖は柱の上部に設置した筋交いのようなものとなつておりまして、柱の変形を防ぐ補強となつております。これによりまして、同程度の地震が発生した際には、建物の大きな被害等はないものと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 当町のあの大地震のあの大地震は、あそこだけが特別大きかつたわけではないんですよ。浅川町のそういう建物の中では、そんなに古くないんで、耐震検査の中ではそんなに悪くなかつたのかなというふうに思うんです。ただ、あそこだけが何であんなに大きな被害を被つたのかというのは、今、課長が言われたような、いろいろ総合的な様々な問題でなつたのであろうということではありますが、どうもそこんところがちょっと、どこかに何か手抜きではないけれども、計算間違いとか設計のミスとか何かあつたのではないのかなと疑わざるを得ないんですけれども、そういうものは見当たらないんですね。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 答えいたします。

資料等古くなりますが、建物の設計及び建築時点での手抜き等はなかつたものだと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、10番。

○10番（角田 勝君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、11款4項その他公共施設・公用施設災害復旧費について、121ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、12款1項公債費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 13款1項普通財産取得費について、121ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 14款1項予備費について、同じく121ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

〔「いや、反対とこう順序にやらずにちやならない」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 反対討論。次に賛成討論。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 党の議員団を代表して本案に賛成の討論を行います。

主な点ということで、簡略に要点だけを申し上げたいと思います。

令和4年度は老朽化が進んで、言わば危険校舎となった浅川中学校を、安全できれいな学校に新築するための実施設計がつくられました。資材の高騰という厳しい状況や様々な議論がある中で、議会の中でも大きく議論が出ましたが、後回しにできない事業を前に進めるために、しっかりとした取組がなされ、完成した実施設計が予定どおり今年度の着工につながったことを評価したいと思います。同時に、この工事が事故のない安全で、しかも立派な工事が来年度までに完成するように願っております。

また、国からの地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー価格高騰に苦しむ業者の支援として、一人親方から企業まで、210にわたる業者に合計2,180万円の支援金を支給しました。これは、他市町村ではほとんどなかった業者支援でありまして、浅川町が積極的に取り組んだことは特筆されることだと思います。

また、長年の懸案事項であった染小貫線の道路改良工事が立派に完成しました。本当にうれしいことであります。しかも、僻地債という町の負担が軽くなる制度を活用してできたということも、この僻地債を発掘してくださった方にも敬意を表したいと思います。

さらに、重度心身障害者の医療とひとり親家庭の医療費の現物給付が実現しました。関係する町民が長年望

んでいた、お金の心配をしないで医者に診てもらえることができるようになったわけであります。福祉の前進だと評価したいと思います。

さらに、高齢者のタクシー助成もささやかですが増額されました。

総じて、福祉や教育は後退させないと、町民の暮らしを守るという予算執行だったと判断し、本決算認定に賛成します。終わり。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第1、認定第1号 令和4年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 次に、日程第2、認定第2号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 医療費の縮減ということを目的とした質問をさせていただきたいと思います。

ジェネリック医薬品の勧奨の取組、それから利用状況というところで、3か年の推移等のデータあればお示しいただいて、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

ジェネリック医薬品の勧奨と利用状況、3か年の推移ということです。

まず、町の国保では、ジェネリック医薬品を使っていない方に、年4回切替えの勧奨通知を出しております。また、保険証やお薬手帳に貼り付けるジェネリックの医薬品希望シール、こちらも保険証送付時に同封して送っております。先に申しました勧奨通知には、ジェネリックに切り替えた場合に、このぐらい差がありますよという表記もして通知をしております。令和4年度におきましては、277件通知をしました。

過去3年の推移ですけれども、ジェネリックの利用率に関しては、令和2年度が79.6%、令和3年度が79.8%、令和4年度が80.3%と過去3年間で僅かではありますが、微増している利用率となっております。

以上です。

○1番（富永 勉君） はい、ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○1番（富永 勉君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですけれども、国保税の不納欠損の件数と主な理由。

2点目として、短期保険証の発行件数、それから短期保険証納税相談による納税の効果の状況について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

国保税の不納欠損の件数につきましては、昨年度は21名で、令和3年度が33名でしたので、12名の減となったところです。それから理由ですが、納税義務者が死亡された、それから差押えをしたが処分し切れずに時効を迎えてしまった、それから納付していても欠損額に満たず時効が来てしまったという理由で不納欠損に至ったものでございます。

それから2点目なんですが、短期保険証の発行につきましては、保健福祉課の担当となりますが、交付世帯は33世帯、被保険者数は64名とのことです。

それから、短期保険証による納税の効果ですが、納税者が短期保険証を更新する際に来庁されまして、納税相談を行うことにより、その世帯の生活状況や世帯員の健康状態などを伺うことができます。納税者と直接お話をすることで、無理のない分納額を算出することができます。また、相談の内容によりましては、ほかの相談窓口を紹介するなどの支援の糸口をつかむことにもつながります。その都度、お話を聞くことで信頼関係を築き、完納へつながるケースも多く、納税意識を持っていただいて、自主納付の推進に役立っている実感はしているところでございます。

以上です。

○9番（上野信直君） はい、分かりました、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、認定第2号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、認定第3号 令和4年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、認定第3号 令和4年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、認定第4号 令和4年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 浅川町の介護保険料が県内でも低いほうだという、その力になっているのがサロンの存在ですね。このサロンなんですけれども、コロナ禍でなかなか活動が止まったという、そういう状況もあるかと思えますけれども、現在の状況はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

もう一点、社協が包括支援センターを運営すると、こういう方向で、社協職員を1人包括支援センターに向かせて、その費用を町が持っているという関係があるわけなんですけれども、社協が包括支援センターを運営す

るというのは、いつになるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず、1点目です。サロンの状況というところですが、町内には現在23か所のサロンがあります。成果概要書にも書いてあるかもしれませんが、登録者がもう293名おります。昨年の延べ回数は299回、全体で開催して、延べ参加者が1,949人、2,000人近い参加がありました。そのサロンの中では、高齢者が身近な場所で気軽に集まって交流する居場所づくりを推進するというので、包括支援センターでは、そのボランティアとか住民が自主的に実施する活動への支援を行っているところでございます。

あと2点目です。社協が包括支援センターを運営するのはいつになるのかというおたただしですが、現在、町の中で計画としては、令和8年度からの移行を見込んで計画としております。しかし、現在、社協でのケアマネジャーが不足しておりまして、なかなか包括支援センターのほうへ出向者を1名から2名に増やせない状況となっております。社協において、継続的にハローワーク等を通してケアマネジャーの募集を行っているところなんですけど、実際のところ、なかなか応募がなくて確保が難しい状況となっております。一応、移行期間8年度からと計画はありますが、このままの確保が困難な状況が続く場合には、現在の体制維持も含めて、今後の在り方について、再度、石川福祉会と随時協議していきたいと思います。

また、現在、2年前から来ていただいている、社協から出向している1名に関しましては、今回、一般質問とかでも話になっていました有償ボランティアなどの立ち上げなど、今までなかなか着手できていなかった地域資源の開発に関して、中心的になって活動を行っているところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、1点目なんですけれども、サロンの状況としては、コロナの影響はあまりなかったというふうに理解してよろしいですか。伺いたいします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

昨年度、一昨年度に比べて確実に利用が増えていますので、コロナの影響というのはほとんどないのかなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 特別養護老人ホームへの直近での待機者数、さらには、うち浅川町民の待機者数、そして増設の予定の見通しという点で質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 浅川町の増設の見通しは、今のところ管内でもお話は出ておりません。しばらくはない

と思っております。あとは、課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

特別養護老人ホーム、さぎそうの話かと思うんですけれども、さぎそうでの待機者は全体で54人おります。そのうち、浅川町民の方は26人という状況となっております。

先ほど町長、2点目なんですけれども、さぎそうでの増床はないということだったんですけれども、福祉会全体としては、前も一般質問等で出ました平田村のよもぎ荘のほうで、18床増床ということで計画はされております。こちらに関しては、令和7年度の開設を目指して、今、設計とかやっているところでございます。

以上です。

○1番（富永 勉君） はい、ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○1番（富永 勉君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、認定第4号 令和4年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、認定第5号 令和4年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 農業集落排水事業に関しては、毎年この未加入者に加入してもらおうということが課題になっているんですけれども、でも実情はどういうふうになっているのか伺いたい。早期に接続が望めない、そういう方々が多いのかどうか、そういう状況を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

農業集落排水事業、大草地区でございますけれども、対象戸数29戸ありまして、そのうち19戸が接続済みです。10戸が未接続であります。接続できない要因につきましては、ちょっと詳しく個別に調査しておりませんが、高齢者のみの2人で住んでいるというような世帯も、10戸のうち半数近くは占めていると考えております。

ただ、この大草地区農業集落排水事業につきましては、事業開始当初から地元の維持管理組合というのを組織しまして、維持管理及び加入促進というところで、地元と一体となって進めてきているところでございますけれども、様々な要因等もあるのではないかなというふうには思っております。建て替えのタイミングを待っているとか、もしかしたらですけども、そういったこともあるのかもしれませんが。ただ、今後も、農業集落排水事業の維持管理組合なんですけれども、コロナ禍で町としてもちょっと参加できていない状況だったものですから、今年度からはそういった総会なんかにも参加しまして、さらに加入促進ということでお願いしたいと思っております。また、各種補助制度、使えるものもございますので、そちらのほうもお話をし、加入促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私、あっちのほう歩いてますと、やはり感じるんですけども、高齢者だけの世帯が結構多い。そういう世帯に、トイレをくみ取から水洗に変えて農集排に接続してくださいというのも、なかなか難しい話かなと。住宅も老朽化、年数がたっているものもかなりあるという状況があります。

それから、もう一つ、町場と違って、公共下水道の地域と違って、特徴は公道からトイレまでの距離が長いんですね。そうすると、接続するための工事費というのがすごく高くなる。こういう状況もあって、なかなか進まないのかなというふうには最近思うようになったんですけども、そういうことで、いろいろと担当課のほうでも調べて、状況に応じた対応をぜひしていただきたいなというふうに思います。答弁は結構です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、認定第5号 令和4年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、認定第6号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 公共下水道受益者の負担金の滞納状況についてと解消見込みについて、さらには不納欠損の内容、理由についてちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 公共下水道の受益者負担金の、初めに不納欠損の内容についてご説明いたします。

令和4年度決算における下水道受益者負担金滞納繰越分の収入未済額23万7,200円の内訳でございますけれども、納期別の滞納件数は11件で、人数は5名でありました。督促、催告などしておりますが、平成28年度徴収分12万9,600円が、5年の時効成立により不納欠損したものとなります。内訳は3名で6件の納期分となります。このうち2名につきましては、会社分としての1件分といえますか、会社分、それからご自宅分というようなものとして1名というのが内訳になってございます。

受益者負担金につきましては、公共下水道の工事をする際に、面工事、環境工事をする際に、公共ます設置の同意書を、この場所につけてくださいということの同意を得るわけですが、その際に、十分に下水道工事やそれから受益者負担金、この内容について個別に訪問をして説明をして、十分に理解を得た上で工事を進めるようにしている状況でございます。

なお、不納欠損につきましては、賦課されている方がちょっと遠くにいまして、なかなか連絡が取れないというような状況もございまして、費用対効果などの部分もあり、やむなく不納欠損ということになったところもございまして。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） ありがとうございます。

今後、適正な滞納管理と利用率向上に努めていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今度、水害に備えた工事がなされるわけなんですけれども、それに関して伺いたいんですけれども、仮に水害で終末処理場の心臓部が冠水してしまったと、機能が停止したということになると、利用者はどういうふうになるのか。それから、多くの家庭で水洗トイレが使用できなくなる、こうなったら町

はどういう対応をするのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

町内の下水道区域内に接続されております各家庭からの汚水ですけれども、これにつきましては基本的にマンホールポンプを通るところを除きまして、自然流下で流れてまいります。最初にそれらが集まって、浅川浄化センター内の汚水ピットというところにまずたまるわけですけれども、この汚水ピットから主ポンプというもので汚水をくみ上げるわけなんですけれども、これをオキシジェンディッチという、何て言うんでしょうか、こういうオーバルというんですか、水をかき回すところへ送るわけですけれども、主にこの部分が心臓部かなというふうに思っております。さらに、その機械を動かす制御盤だったり、電源供給というものが心臓部であると思っております。

令和元年、台風ありまして、冠水いたしました。その際なんですけれども、停電も発生いたしました。停電発生によりまして、非常用の発電装置というものがあまして、それが起動しまして電源が供給され、冠水の水位がある一定までは運転していた状況を確認しております。

これらが停止して相当な時間がたちますと、汚水管の中がいっぱいになり、下流のほうからだんだん上流のほうに向かって汚水がたまっていくものと考えられます。さらに、おただしのおとり、トイレが流れにくくなるだけではなく、逆流するおそれもあるのではないかなというふうに思っております。

そのような緊急事態の場合には、まず使用者に使用を最小限にお願いするなどの協力をいただきながら、浄化センター内の汚水ピット付近から最低限の消毒をして、可搬のポンプなどで場外に汚水を排出する方法しかない、現在のところは考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 想像するだけで何か恐ろしいような状況なんですけれども、使用を最小限に抑えてもらう、相当の、完全な修復までかなりの時間が、日数が要するというふうになると、これは使わないでくださいというふうなお願いにもなるんですかね。それとも、ポンプで場外に排出をする、川に流してしまうということなんだろうけれども、そういうふうなことで対応は認められるんですか。そういう対応をしていいですよというふうになっているんですかね。その点も伺いたいというふうに思います。

そういう最悪の事態を招かないために、その心臓部のところは特に嚴重に、水密化とか何かやるべきではないかなというふうに思うんですよ。今回のL型側溝入れて塀を建てるんだということなんだけれども、前回の水害よりも10センチぐらい高くなるというあれだったですよ。なかなか心もとないですよ。だから、幾ら高くしても、もう切りがないので、肝心の部分はきちっと守る、そういうこともぜひ考えて進めていく必要があるのではないかなというふうに思うんですけれども、それらの点を伺います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、本当の緊急時の、どうしても心臓部が駄目になって、汚水が流れるところがないという状況になりま

すと、先ほどお話ししたとおり、だんだん上流に向かって汚水がたまっていくと。さらに、そうしますと污水管の中に圧力がだんだんかかってくるので、浄化センター内でもどこか逃げ道がないと、何か例えば押さえている蓋とか、そこからやっぱりあふれてきたりすることがあります。

あふれますと、自然に結果的に浄化センター内にあふれるということになります。浄化センター内にあふれたものにつきましては、場内排水を通して、通常であれば場外の河川の方に向かって排出されるということをごさいますけれども、大雨の際には周りももう水だらけで流れるところをごさいますので、そういった場合にはポンプで外に排出するしかないというお話だったんですけれども、これにつきましては、こういったいいものかどうかということについてなんです、これは本当の最終的な手段でございまして、いろいろと、令和元年の台風被害におきまして、浄化センターの被害を受けたところ、当然河川の近くにあると思います。そういったところでも、緊急的な措置としてはそういった方法も取っているのではないかなというふうに思っております。

また、浅川町では分流式という方式で処理しております。汚水と雨水を分けるということをごさいますけれども、都市部のほうでは合流式という方法を採用してございまして、通常、汚水のみが下水の管渠を流れておりますけれども、大雨が降った際には、雨水と一緒に流れ込むというような構造になってございまして、ある意味そういったときには、薄まって排出される部分もあるのかなというふうには思っております。これはまた別な例でございますので。

ただ、議員さんおただしのとおり、心臓部のほうがやっぱり冠水して被害が出ないように、運転し続けられるようにということに関しましては、やはり一番重要なことであると思っておりますので、引き続きそういった面も考慮しながら、改善していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 228ページの7款3項2目雑入、これ消費税還付金と、ほかにこの間の説明では共済金の支払いがあったということでしたが、令和3年度と比較しまして、この雑入が約465万円ほど増額となっております。その辺の要因について再度お聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

雑入でございます。

雑入で844万7,519円となっております。これにつきましては、内訳で消費税の還付金が684万8,669円、それから浄化センターの令和元年台風浸水被害による公有建物共済金で159万8,850円となります。令和3年度決算における消費税の還付金は379万3,168円でございます。そうしますと、今回増額となった還付金は305万5,501円が増になったというところでございます。

この増の要因につきましては、いろいろ設備投資といいますか、工事の発注が多かったというようなところで、消費税計算によるいわゆる控除額が増えたことによるものだと認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 消費税還付金が増えたという要因は、工事の発注件数も多くなったということで、それは分かりました。

それで、ちょっと通告はしていないんですけども、消費税のインボイス制度がいよいよ10月からスタートしますが、これについて、この企業会計等々、今、消費税の控除額があったがゆえに還付金もある程度受けられたというお話でしたので、インボイス制度についての備えはどのようになっていますでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

インボイス制度、10月からということで特別会計もいろいろあります。上水道も含め公共下水道もありますし、一般会計のほうも一部該当するところがあるのかなというふうに思っております。インボイスの登録を進めておりまして、番号はそれぞれ取得しております。こういったものを町のホームページなんかで、今お知らせするような作業をしているところでございます。取引先に分かるように。

それから、各種システム、10月からのインボイス制度の導入に伴う事業者番号の表示ですとか、そういったものの、もろもろの各種システムの対応は、既に終わっているものと、それから最終確認という段階のものがございます。

以上となります。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、認定第6号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、認定第7号 令和4年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、認定第7号 令和4年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、認定第8号 令和4年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、認定第8号 令和4年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、認定第9号 令和4年度浅川町上水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町民にとって一番大事な事業なので、毎年同じことなんですけれども、お聞きしますね。水量は足りて、断水なんかはなかったのかどうか、それから濁り水なんかの発生はどうだったのか、漏水は減らすことができたのか、その3点について伺います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） では、お答えいたします。

初めに、水量のことについてでございます。

必要としている水量につきましては、水源である深井戸、水源としております、これら現在6本を稼働して、井戸、ポンプの交換、それから浄水場の適正管理に努め、結果、令和4年度中、水不足となることはありませんでした。

ただ、老朽化しますと、揚水量が減少しているという井戸が発生しております。これらの解消のために、新規水源の認可を受けておまして、令和5年度中に新規水源の稼働を予定しております。

また、断水につきましては、令和4年度中、水道施設の故障や水不足による断水はございませんでした。工事に伴いまして、計画的な断水や、それから緊急の漏水修理に伴っての断水といった例が数件ございました。

濁り水の発生状況でございますけれども、濁り水が発生する原因となる浄水過程での異常は、長年起きてございません。ただし、濁り水の原因となった水質異常があった時代の古い水道管が残っておりまして、工事での断水時や、それから火災時に消火栓を使用して大量の水が流れた場合、それから夏場の猛暑時に急激な使用水量の変動があった場合、そういった場合に濁り水が見られる場合もございました。これらの場合には、消火栓などから排水作業を行って、改善を図っております。

次に、漏水量の減少についてですが、令和4年度中は不明な漏水量の増加によって漏水調査を実施しなければならぬというようなほどの漏水量は発生しませんでした。

ただし、今年1月末の大寒波によりまして、給水管の凍結、それから凍結による破損が160件以上発生するなどしまして、その影響で、2月初めに配水量が激増し、配水池の貯水量が減少傾向となり、それが続きまして、このままでは供給が間に合わないということも考えられる状況となってしまいました。その後、節水の呼びかけや漏水の発見依頼などをしまして、その後漏水箇所は発見され、修理などが進みまして回復に転じました。そのような結果もありまして、有収率では令和4年度は、僅かながらの上昇というところにとどまっております。

また、石綿管を含めまして老朽管がまだまだありますので、それらを更新するとともに、新たな漏水も次々に発生してまいります。今後はさらに老朽管の更新、漏水調査、漏水修繕を行って、少しでも有収率の向上に

努めてまいりたいと考えてございます。

なお、今年度につきましても、ここ1か月ぐらい、ちょっと夏場の使用水量増等に併せまして、不明な漏水が発生しまして、漏水調査を委託するという準備をしておったんですが、本日、朝、大草地区の区長さんから電話ありまして、漏水箇所を見つけまして、ちょっと午前中も漏水修理を行ったという状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今年ほど暑さが厳しくて乾燥する、そういうときにも、今ちょっとありましたけれども、浅川町の上水道は大きな事故や、大きな何ですか、町民にとって断水なんかがない、そういう意味では本当にありがたい、よかったなというふうに思います。この4年度の事業報告の中でも、それらがやはり貫き通されているということに、本当にその努力に感謝申し上げる次第であります。ただ、今度の報告の中で、人口は減ってくると。ですから、施設とか様々なものは今の状況があるんだけど、人口の減によって、やはり水道料の納付がもちろん少なくなってくるわけでありまして、そういうことを考えると、今の料金で一体、何て言うんですか、ずっとずっと持ちこたえることができるのかな、この辺なんかもどういうふうにお考えなのか。

それから、エタパイとかセメントのパイプが、全体の9万6,254メートルに対して、エタパイが1万312メートルと、こういうふうな数字が出されたんですが、今までのいろいろな話の中では、エタパイ等については地震に弱いだろうと、こういうふうなことが最初の段階でもあったんですけども、あの大きな地震にもこのエタパイが耐えて、大きな事故がなかったというのは、これ本当に工事がきちんとやられて、もったのだなというふうに安心するんですけども、やはり今、課長が言われるように、この配水管のエタニットパイプやセメントパイプですか、こういうものをなくしていくという、限りなくゼロにしていく、これは特に大きな送水管なんか、配水管というんですか、あるいは送水管なんかこのエタニットパイプが使われているんだと思うんですけども、その辺はどういうふう考えているのでしょうか。

今、いろいろ新しい道路ができたり、様々な工事の中で改善していくという、そういう方向は前にもお話を伺ったんですけども、そういうものにこのエタパイの解消などに対する計画というんですか、そういうものは特別、今の段階では、どこからどこまでどういうふうにしてというふうなことは考えてはいないんですか。その工事なんかについて、その都度、改善をしていっていると、こういうことになるんですか。

それから、企業会計で、私もきちっとしたことが分からないというのがこの会計の実情なんです。ただ、いわゆる損益勘定等のものについては、分かりやすく言えば、今年度の収支の中ではどういうふう、企業会計じゃない一般的なこの会計を考えて、総収入、そして総経費、そして残金は幾らと。あるいは、長期にわたる公債費、こういうものも合わせればどうなるのか、その辺もう少しちょっと分かりやすく、その辺は教えていただきたいというふうに思うんですが、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目の件につきまして、人口減により今の料金が維持できるのかということで

ございますが、本当に町民の皆様方には、常日頃、大変ご協力をいただいていることは、まず本当に感謝しております。特にちょっと2月の大寒波により漏水がありまして、本当に私あのかは、一時、大心配したんでありますが、町民の協力によって、水が完全に枯渇することなくできたことは本当に感謝しております。それで、今の料金を、人口減少してもなるべくであれば料金を上げないほうでいきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

石綿セメント管の更新の計画でございます。

現在、今後の更新計画で、明らかにこの場所は実施するということで計画を持っているものにつきましては、浅川停車場線の延伸工事、これに伴って延伸部分から国道118号歩道、こちら大変重要なメインの送水管、口径150ミリになります、それから配水管、口径200ミリになります、非常に重要な幹線な部分でございます。こちらの部分を耐震管に更新する予定でございます。こちらは、県で発注する停車場線の延伸工事、こちらの工事に併せてということでございますので、スタンバイ状態でございます。

それから、来年度より実施予定であります里白石木和田塚線、こちら関沢方面に向かう、今度は国道118号からJRをまたがないで行くようになるわけですがけれども、そちらのほうにも耐震管を入れる予定です。これに伴って、里白石地区、若干、脆弱といいますか、何か事が起こると断水発生する件数が多い状況でございましたけれども、ループ状にしまして、それらを解消したいというふうに考えております。

それから、今現在、下水道工事をかなりの数、行っております。この下水道工事に伴って配水管を布設替える、耐震化するというのが現在の計画でございます。ただ、今後もそれでもまだ石綿管のほうは全て解消されませんので、今後計画を練って、なるべく早く耐震化できるように進めてまいりたいと思っております。

それから、料金関係のお話もございましたけれども、更新の際には、いろんな更新がございますけれども、配水管の更新、これら需要に合わせて、だんだん使用水量が減っていくということであれば、口径を少し小さくするというダウンサイジング、そういったものを検討しなければならないと思います。さらには、浄水場を更新する際には、統廃合、これをさらに進めるなど、そういったものも考えて料金になるべく高くないように、そういったことも考慮しながら進めていく必要があるというふうに思っております。

最後に、損益計算書の見方でございますけれども、ざっくりと決算の説明はいたしました、重要なポイントといいますか、赤字赤字をちょっと強調するようになりますけれども、当年の純損失1,710万3,235円ということで、赤字ですというところでございます。

ただ、実際、現金の収支が増えております。これは、現金の支出を伴わない減価償却費というものがある理由でございますけれども、この減価償却費分が確保できませんと、つまり持っている施設の資産の価値は下がってございますので、耐用年数過ぎますとその価値が下がり、結局更新を迎えるということになります。その更新する財源がないということになりますので、これら赤字の影響は、後々響いてくるのかなというふうにも思っております。

また、料金の算定でございますけれども、原価割れしているという説明もしておりました。ただ、これらにつきましては、以前にも議会の一般質問でもおたしありました。状況状況を見ながら、本来、上水道企業会計としては、やはり原価割れするというようなことはあまり望ましくはないと思っておりますので、これらは

引き続き、いろんな状況を見ながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。まとめてお願いします。

○10番（角田 勝君） 大変な努力をして現料金でやれる、そういう方向も今からもいろいろ考えてやっていくというようなことが、今、聞いて、なるほど人口が減ったりすればそういうことも含めて、配水管などを細くしているとか、まとめて実情に合わせるとか、そういうこともやらなければならないんだなというふうに思ったわけであります。

総じて伺いたいのは、この赤字のそういうものが、これは損益計算の中で出るものであって、何て言うんです、公債費というんですか、投資に対する減価償却も含めて、そういうものを考えれば、もっともつこの実際上の赤字は増えていくのかなというふうに思うんですけれども、その辺ちょっと分かりやすくご説明いただければというふうに思うんです。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

赤字額につきましては、先ほど単年度の赤字額を申し上げました。その下の行に、累計額ということで、平成19年から上水道事業開始しております。その後の赤字額の累計も記載されてございます。

それから、減価償却累計額という数字がございますので、こちらは取得した資産が耐用年数に応じて毎年支出をしまして、その累計額が記載されてございます。見方を変えれば、それだけの資産がもう古くなっている、この分の金額が更新が必要な経費だという見方もできると思っております。

以上でございます。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、認定第9号 令和4年度浅川町上水道事業会計決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時56分